

決算審査特別委員会

平成27年9月8日
午前9時 開会
於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

坂口 徹

副委員長

伴 吉晴

出席委員

小村尚己

平川理恵

井上卓也

木澤正男

奥村容子

理事者出席

町 長

小城利重

副町長

池田善紀

教育長

清水建也

総務部長

植村俊彦

総務課長

加藤恵三

同 参 事

谷口智子

同課長補佐

仲村佳真

企画財政課長

面卷昭男

同課長補佐

福居哲也

同課長補佐

峯川敏明

税務課長

黒崎益範

同課長補佐

木村隆幸

住民生活部長

乾 善亮

福祉課長

中原 潤

同課長補佐

福田善行

国保医療課長

山崎善之

同課長補佐

田口昌孝

同 係 長

大野彰彦

健康対策課長

西梶浩司

同課長補佐

北 典子

環境対策課長

栗本公生

同課長補佐

東浦寿也

同課長補佐

浦野歩美

住民課長

安藤容子

都市建設部長

藤川岳志

建設課長

本庄徳光

観光産業課長

井上貴至

都市整備課長

松岡洋右

会計管理者

西川 肇

教委総務課長

安藤晴康

生涯学習課長

真弓 啓

上下水道部長

谷口裕司

下水道課長

上田俊雄

代表監査委員

佐伯知輝

監査委員

中川靖広

監査委員書記

山崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長

寺田良信

係 長

大塚美季

(午前9時00分 開会)

○中西議長 おはようございます。

本日は決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには早朝からご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてほか7件の決算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時00分 再開)

○中西議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に坂口委員、副委員長に伴委員が互選をされましたので、お2人にはよろしくお願いをいたします。

それでは、坂口委員に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩をいたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時01分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営に当たらせていただきますので、委員皆さま方のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

○小城町長 皆さん、おはようございます。

9月1日から行われました本会議から付託を受けました決算の関係でございますけども、特に議案第46号の平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、あとは認定関係でございまして、特に認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか特別会計等、そして、今回から初めて、6月議会で決算認定していた水道が9月で決算認定の方法になってまいりました。そういう関係からふえております。特に、26年度の一般会計等につきましては89億9,524万3千円ということで、前年度決算額に対しましては1億3,057万1千円と、1.4%減

となっておりますけれども、そういう決算をしております。その関係等につきまして、特に佐伯監査委員さん、あるいは中川監査委員さんに克明に監査をいただきまして、きょうはその結果等報告を受けて、また皆さん方のご意見等を慎重に賜ってですね、いずれの認定案件につきましても認定をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○坂口委員長 ありがとうございます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうより指名いたします。

署名委員に、小村委員、伴委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、以上8議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております資料の平成27年9月定例会決算審査特別委員会進行予定表をごらんいただきたいと思います。

最初に、代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行い、次いで、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算概要について会計管理者から説明を受け、質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳入全般について説明を受け、質疑を行うことといたします。

次に、一般会計歳出、各特別会計、水道事業会計についての審査を行っていただきますが、この審査につきましては各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また、各特別会計、水道事業会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けた後、それぞれ質疑を行うということで審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいります。委員並びに理事者の皆さま方には、議事進行につきまして、協力方よろしくお願いいたします。

なお、理事者の皆さま方には、説明につきましては、大変長時間にわたるものもございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは、まず最初に、佐伯代表監査委員さんから、決算審査の結果に基づきご報告をお願いいたします。

佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 では、座らせていただいたまま報告させていただきたいと思います。

今回、報告はですね、3つあります。平成26年度の決算審査意見書、それから平成26年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書、最後に平成26年度斑鳩町財政健全化判断比率等審査意見書で、今申しあげました順番で報告をさせていただきたいと思います。

ではまず、決算審査意見書、こちらのほうからさせていただきます。

まず、ページ開けていただきますと、目次がありまして、まず1ページ、審査の概要なんです、審査の対象としまして、平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算から、最後、平成26年度財産に関する調書まで対象にしておりまして、審査の期間が平成27年の7月28日から平成27年の8月3日まで、審査の手続きについては、審査に付された各決算書及び決算付属書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

その次のページ、2ページいきまして、まず、審査の結果ですが、審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況についても計数に誤りなく適正に運用されているものと認められました。審査の結果の詳細は以下のとおりですので、簡単に、簡潔に説明していきたいと思います。

決算の総括ですが、(1)番、決算の規模。平成26年度一般会計及び各特別会計の決算は表1のとおりであると書いてありますが、表1から19までありまして、それが15ページ以降に順次それは載せてありますので。

歳入決算額は、2ページのほうに戻ります、歳入決算額は、一般会計が89億9,524万3千円、特別会計70億4,332万5千円で合計160億3,856万8千円、歳出決算額は、一般会計が85億735万3千円、特別会計が74億4,614万5千円で合計159億5,349万8千円、その歳入歳出の差引額は8,507万円の黒字です。

その次ですね、(2)番のほういきまして、決算収支ですが、決算収支の会計別の状況は表3に載せてあります。

一般会計、特別会計を合わせた総計での歳入歳出差引残額、形式収支というんですが、は、前年度の3億2,569万7千円から8,507万円へと黒字額が減少している。また、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、前年度の2億2,204万8千円からマイナスの856万4千円へと赤字転換となった。その次ですね、単年度収支額も同様に前年度の7,581万3千円の黒字なんですけども、からマイナスの2億3,061万2千円と、赤字へと転換となりました。前年度の7,581万3千円、黒字ありますけども、この黒字もですね、その3ページのその続きのもうちょっと下、2、3行あとにですね、前年度は西和消防組合が解散したことで財政調整基金8,140万8千円の還付があったこと、これで黒字になっているようなものなんです。ちょい黒字なんですけど、それからマイナスの2億3,061万2千円の赤字となりました。その赤字の理由は、一番最後にですね、先ほど読みました、財政調整基金8,140万8千円の還付があったこと、その次に、町税が1,055万1千円減少したと、マイナス要因がプラス要因を上回ったことによるものです。

ごめんなさい、読むところが違っていました。2行目のところ、一般会計の歳入において繰越金が1億6,677万6千円の増となったものの将来負担を軽減するため町債を3億8,530万円減少したと。前年度は西和消防組合が解散したことで財政調整基金の8,140万8千円の還付、町税が1,055万1千円減少したと、これが原因で赤字になっております。詳しくはまたあとで述べていきたいと思います。

その次、予算の執行状況なんですけど、一般会計、特別会計を合わせた決算額は、表4のとおり予算現額170億5,240万5千円に対し収入済額は160億3,856万8千円で、前年度に比べ320万3千円の減少となり、予算に対する収納率は94.1%、前年度が95.1%となっています。ですからそう、あまり前年と執行率は変わっていないかと思います。

その次、4ページのほうにいましてですね、(4)番で財政の構造なんですけど、①

番で歳入の構成、一般会計の歳入を自主財源と依存財源に区分すると表5のとおりなんですけども、自主財源、依存財源といいますのは、まず自主財源というのは、国・県に依存しないで独自に調達できるものです。町税とか、分担金とか、使用料とか、手数料とか、そういったものです。依存財源というのは、国・県に依存する形で調達するもの、地方譲与税であり、地方交付税であり、国庫支出金、県支出金等であります。

その下、5行目あたりですね、自主財源は前年度より6,944万7千円増加しているんですけども、自主財源の中心である町税は、先ほど申しあげましたとおり、前年度と比較して1,055万1千円減少しております。分担金及び負担金や使用料及び手数料も減少しています。そのあとですね、その下のほうに、5行目あたり、5行目下あたりで、生産年齢層の減少により町税が減少するのは周知のとおりであり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

その次、5ページのほういきまして、歳出の構成なんですけども、一般会計の歳出決算額を性質別に分類して前年度と対比すると表6のとおりになっています。

義務的経費のうち、人件費では職員退職手当負担金などが減少しているものの、地方公務員給与費削減措置の終了による増加などがそれを上回り、前年度に比べ5,247万2千円増加しております。扶助費では臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金や障害者総合支援法に基づく給付費などの増加により前年度より1億2,944万6千円の増加となっています。さらにですね、公債費が、一部町債の繰上償還をしたことで前年度より3,579万1千円の増加となっておりますけども、繰り上げ償還というのは、先に償還してしまうということなんですけど、これは実際、県の市町村財政健全化支援事業、これを活用して繰り上げ償還されたもので、何ら損をしたというものではありません。ただその分、公債費というのが3,579万1千円の増加となっています。義務的経費全体では前年度より2億1,770万9千円、6.1%増加し38億1,613万2千円となっています。

その次、投資的経費というのがですね、前年度より1億2,943万4千円、13.8%の減少の8億と839万8千円となっています。

その他の経費でもですね、物件費では緊急雇用創出事業費とか、可燃ごみ処理業務委託料などの減少により、前年度より6,929万8千円の減少、それで17億5,675万3千円となっています。

その次ですね、財政分析のほうなんですけども、③番の財政分析で、主な財政指標は表7-1のとおりです。

当年度の財政力指数は0.544となっておりまして、前年度が0.547で、前年度と比較して0.003ポイント下降しています。

その次のページ、6ページのほうにいきまして、4行目からですが、次に、経常収支比率は財政の硬直性とか、弾力性等を判断する重要な指標であるとされていますが、当年度の経常収支比率は前年度と比較して2.8ポイント上昇、上昇ってというのは、これ、悪化しているということですね。簡単に言うと、経常的経費が増加しているということです。の98.0%となっている。この要因としては、ずらずらとありますが、人件費が、先ほど申しましたとおり、職員退職手当負担金などは減少しているものの、地方公務員給与費削減措置の終了による増加などがそれを上回り0.9ポイント増加しています。その次に、繰出金が特別会計への繰出しにより0.7ポイント増加しています。

その下、4行目で公債費比率、これは前年度8.5%に比べ0.7ポイント改善しています。

その下、なお書きですが、なお、地方公共団体の財政健全化に関する法律により別途財政指標等の審査を行っているのでここでは簡単に触れたいんですけど、表7-2のとおり実質公債費比率は6.9%で前年度7.0%に比べ0.1ポイント改善、将来負担比率は37.4%で前年度32.2%より後退しています。

平成25年度の将来負担比率の全国町村平均は16.1%で、その平均からすると問題はないんですけども、当町は今後も下水道事業を進めなくてはならないことから今後も将来負担比率が上昇するものと推測されます。下水道事業は公債費に頼らざるを得ないことから、効率の良い整備手法を研究するとともに、一般会計においても後世の負担を軽減するためなるべく公債費を減らす姿勢が求められます。

あと、町債の状況なんですけど、先ほど言いましたように、繰上償還等を実施しています。

その次、7ページいきまして、一般会計なんですけど、一般会計の、その次、8ページいきまして、(1)番で歳入なんですけど、最後のほうです、税目別の収入済額を前年度と比較すると、町民税が2,271万4千円、1.5%の減少、たばこ税が878万1千円、6.0%の減少となっています。一方、固定資産税は1,824万5千円、1.6%、軽自動車税は96万3千円、2.5%、都市計画税は173万7千円とそれぞれ増加しています。

その下、歳出のほうですが、歳出予算の執行状況は表12のとおりですが、その下、歳出決算額は85億735万3千円で、前年度と比較して1億5,110万7千円、1.

8%増加しております。

そのあと、9ページいきまして、特別会計なんです、特別会計全体の収支状況は表14のとおりでございます。

(1)番、国民健康保険事業特別会計なんです、こちらのほうは、そないに目立ったことはありませんので飛ばさせていただきます、10ページのほういきまして、(2)番で大字龍田財産区特別会計ですが、これが、4行目のなお書きのところで、なお、平成26年度をもって大字龍田財産区特別会計を廃止したため、歳計剰余金244万2千円は一般会計に繰り入れられています。

その次、(3)番の公共下水道事業特別会計、こちらのほうについてはですね、3行目のところで、実質収支は0円となっていますと。詳しくはむすびのところで申し上げたいと思いますので、飛ばします。

(4)番の介護保険事業特別会計、こちらのほうもですね、そないに前年等と比べて何か大きく変わったということもございませんので飛ばさせていただきます、その次の11ページのほうにいきまして、(5)番で後期高齢者医療特別会計、こちらのほうもですね、収支161万5千円の黒字となっておりまして、前年度等と比べてそないに変わったことがないので飛ばさせていただきます、その次、財産の状況ですが、(1)番で公有財産です。土地は前年度より918平方メートル増加し355,347平米に、建物は1,098平米減少し91,559平米となりましたが、その建物が減った理由がですね、次の12ページのほうにいきまして、4行目で、建物の異動については、あゆみの家の建物面積の更正により17平米の増加、その次は保育園の誘致に伴い旧北庁舎建物を無償譲渡したことにより1,094平米の減少、これが大きな原因です。

その次、(2)番で有価証券ですが、奈良テレビ株式会社の株券2,070株で増減はありません。

その次、100万円を超える重要物品なんです、塵芥収集車1台と小型貨物車1台の計2台を購入しています。

出資による権利は異動はありません。

基金のほうは、基金のうち現金の決算年度末現在高は、表9のとおりであるが、前年度と比較して2,416万円増の29億4,241万6千円となっています。

その次、13ページのほうにいきまして、むすびのところですが、以上が、平成26年度の一般会計、各特別会計の決算の状況とその補足資料であり、事務は適正に行われているものと認められるが、若干意見を付しておきたいということで、まず一般会計と、

それから先ほど申しあげました公共下水道事業特別会計、この二つについてちょっと意見を申しあげたいのですが、まず一般会計についてですね、平成26年度の単年度収支は前年度の1億329万9千円の黒字から2億7,168万8千円の赤字に転換となったが、その大きな原因は将来負担を軽減するため町債を3億8,530万円減少したことによります。工事なんかについても町債を発行しなかった場合があります。平成25年度の決算審査意見書で述べたんですけども、町債の発行により資金を確保し整備事業等を行うと、当該年度では歳入と歳出のバランスは合うんですね、町債が歳入になりまして、事業費が歳出になると。ですから、10億の町債を発行して10億の事業を行うと、バランスはそのまま合うんです。ただ、その町債の返済、それからその支払利息、それは当然そのあとに出てくるんですけども、そのあとで出てくる、その後の出てくる支払いについてはその後の町税等の収入で賄わなければならないということになってくるんです。

ということで、平成25年度末の町債残高が100億3,965万2千円あったんですけども、先ほどの繰上償還等を行った結果ですね、町債を発行しなかったこともありまして、平成26年度末では97億4,785万と減少しているんですよ。このように、町債の発行を減少することにより赤字転換となったものと考えられるんですけども、町債の発行を削減することは、これ、将来負担を軽減することになるので良いことではないかと思います。ですから、今回赤字に転落、転換になっているんですけども、その赤字の転換というのが町債の発行を減少していると。ですからそう悲観するものではないかと思うんですが、将来負担を軽減することになって、いいことではあるんですが、あるんですが、可能な限り町債に頼らない財政運営をしようとするれば、その次ですね、歳出の削減、こちらのほうも検討しなければならないと。

決算審査、今まで私、いろいろ審査させていただいていたんですけども、歳出の削減は結構頑張ってしてはるんです。町営でやっているものを委託化したり、契約方法を工夫されたり、期間を1年のものを3年にするとか、更新をメーカー以外のものに発注して値段が落ちるとか、電気代の入札についても結構工夫されて、電気代、ことしからかなり安くなっていそうなんです。そういった歳出の削減を行っているんですけども、それをさらにやっていかなければならないということがですね、次の14ページいきまして、平成27年度予算の概要にみるように町の事業は年々増加しているかと思います。今後も地域創生計画っていうのがありまして、さらに事業が増加するだろうと思われます。ところがですね、廃止した事業っていうのは、私、あまり聞いていないんですよ。

このように事業が増加するばかりでは、限られた予算の中で、予算、お金の問題だけではなくて、人材の問題もあるかと思うんですが、全ての事業を行うことは、これ、不可能だと思います。ですから、一般企業がされている費用対効果を考慮した選択と集中により、一般企業ではそれをリストラとかというふうに言っていますが、効果の低い事業については廃止や統廃合を考慮すべきやと思います。

この決算資料の一般会計、添付されている一般会計の財政見通しっていうのがあるんですけども、それを見ていただきましたら、平成33年度末で財政調整基金が一応ゼロになる予定なんですね、要は、今まで蓄えていたものがゼロになっちゃうと。なってから考えているのでは、やはり遅いかと思います。

また、平成24年度の決算審査意見書で述べましたように、斑鳩町の所有する施設の維持管理費、固定的経費は非常に高いんです。ですから、建築がかなり古いかるがホールであるとか、老人憩の家であるとか、いきいきの里とか、公民館等において大規模な改修等を予定されているのであれば、今から施設の統廃合であるとか、外部に委託するとか、その他色々な方法があるかと思いますが、それを検討し、最小限のコストで最大限の効果を得ることを今から考慮すべきであると思います。

その次に、②番で公共下水道事業特別会計なんですが、これについてですが、公共下水道事業特別会計においては、先ほど私、ちょっとだけ読みましたけども、毎年実質収支がゼロ円なんですね、ゼロ円だからちょっとわかりにくいんですけども、これ、一般会計からの繰入金により赤字を補填しているからなんですよ。一般会計からの繰入金、これが平成22年度では3億7,029万1千円、平成23年度では3億8,781万4千円、平成24年度では4億1,113万6千円、平成25年度4億4,395万6千円、平成26年度4億7,842万9千円と年々増加していつているんです。その理由は歳出の公債費なんです。さっきの返済と利息の支払いです。それが平成22年度では4億782万5千円、平成23年度が4億1,221万円、平成24年度4億3,814万8千円、平成25年度4億7,196万5千円、平成26年度4億9,848万円となっています。

それをですね、具体的に見ていただきますと、32ページ、すみません、ちょっと本文から外れて資料のほうになっちゃうんですけども、32ページで表の17番で公共下水道事業特別会計決算の状況なんですが、こちらのほうで歳入と歳出が記載されておりまして、わかりやすく言いますと、真ん中、歳入の真ん中あたりに国庫支出金3億6千万、それとその下のほうに町債が3億9,690万、これを合わせたものがですね、そ

の下の歳出のほうの公共下水道費の8億5,756万2千円ありますが、これが1億ばかり総務費でして、残る7億5千万、これ、先ほど言いましたように、国庫支出金と町債の歳入と公共下水道の7億5千万ほどの歳出、これでバランス合うんですね、確かに。これ、確かにバランスは合うんですけども、そのあとですね、この歳出のほうの公債費4億9,848万円、これを何で賄っているかといいますと、上の歳入見ていただきますと、分担金・負担金で1730万と使用料及び手数料で1億1千万、これでは到底賄いきれないんです。それをどないしているかといいますと、その下で繰入金というのがあるんですけども、これが一般会計の繰入金でして、4億7,843万円繰り入れているということです。ということで私、先ほどから申しあげています、町債を発行して事業を行うとバランスは合うんですけども、そのあとの返済というのは、そのあとの収入で賄わなくてはならない。

すみません、もと戻りまして、14ページいきまして、14ページの先ほどの続きなんですけども、公共下水道事業特別会計についての真ん中ちょっと過ぎあたりからなんですけど、公共下水道財政推計表、これも添付されている資料にあるかと思いますが、これ見ていただいたらいいんですが、によると、一般会計からの繰入金のピークが平成34年度で6億121万5千円と推計されており、平成26年度から見ると1億2,278万6千円増加する予定であります。かなり増加するかと思います。

ただ、この公共下水道事業のインフラ整備は、斑鳩町として、これ、行わなければならない事業だと思います。ですが、将来にわたり一般会計からの大きな財政負担を伴うと思います、今、申しあげましたとおり。他の特別会計を含めた上記の一般会計を総合して、将来ともに健全な財政運営に努めなければならないと思料しますと。だからまあ、公共下水道事業特別会計、こちらのほうでもかなり多額の費用が要るかと思いますが、一般会計だけでなく、こういった特別会計のことも全体として考えて、将来ともに健全な財政運営をしていただきたいと思います。

ということで、まず、決算審査意見書、こちらのほうはこれで終わりたいと思います。

次にですね、斑鳩町水道事業会計審査意見書、こちらのほうにいきたいと思います。ページを開けていただいて、まず1ページ目なんですけど、平成26年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度斑鳩町水道事業会計決算について審査をしたので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

審査の概要、審査の対象、平成26年斑鳩町水道事業会計決算。審査の期間、平成2

7年6月24日から7月28日まで。審査の手続きはその書いてあるとおりに審査を行いました。

その次、2ページいきまして、審査の結果ですが、審査に付された平成26年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

事業の概要で、収支の状況なんですが、これを申しあげる前に、平成26年度の決算で、ごめんなさい、その真ん中ちょっと下あたりの米印です、平成26年度決算は新会計基準に準拠して作成されておりと。かなり会計基準が変わりました。変わったことによってかなり結果も変わっておるんですけども、それを申しあげていきますと、ちょっと戻りまして、収益的収支、損益計算書に見る本年度の営業収益は6億3,689万1千円、営業費用は6億4,572万8千円で、883万7千円の営業損失となっています。そこに営業外収益7,657万1千円、営業外費用2,855万1千円を加味すると経常利益は3,918万2千円となっていますと、これ、黒字ということです。これに固定資産売却益の特別利益67万2千円と賞与引当金の繰入と貸倒引当金繰入の特別損失の472万8千円を差し引きすると、当年度純利益が3,512万7千円となっています。今、申しあげたところでですね、その下、先ほどちょっと読みました米印です、平成26年度決算は新会計基準に準拠して作成されており、営業費用では補助金等により取得した固定資産のみなし償却が廃止されたことから減価償却費が増加しと、みなし償却についてはあとで説明したいと思います。廃止されたことから減価償却費が増加したんです、かなり増加しました。だから営業損失っていう形になっているんです。883万7千円の営業損失となっています。その理由が、その減価償却費が増加したことです。営業収支はマイナスとなったと。営業外収益が、資本剰余金の移行処理により長期前受金戻入があったので、営業外収益は著増となったと。その他未処分利益剰余金変動額も資本剰余金の移行処理によるものであるが、これらは会計上の処理によるものであり、現金の増減でないことに注意を要すると。新会計基準、会計基準が変わっただけであって、お金がふえたとか、減ったとか、そういう問題ではありません。

その下に、第1表、損益計算書がありますが、これが平成25年度と比較していただきますと、まず、営業収益、こちらのほうがですね、比較すると3,198万減っていますと。その次、営業費用が2,976万ふえています。営業外収益が7,573万円7千円ふえています。その結果、当年度純利益っていうのが3,512万6千円で、前年度が2,568万7,551円で943万9,019円ふえていますと。

その次、ちょっと飛ばしていただいてですね、5ページのほう行きますと、(3)番、業務の執行状況なんですけど、3行目のところで、年間総給水量は、前年度より2万9,914立方メートル、1.0%減の302万539立方メートルとなっていますと、節水意識の高まりにより給水量が減っていますと、これが売り上げ減っている原因でもあるんですけど、ほかにも原因がありますが、その売り上げの減っている原因等についてはあとで申しあげたいと思います。

その次、その下のほうですね、有収率は94.2%で、前年度95.0%と比べ0.8ポイント低下しているが、平成25年度の全国平均の有収率は90.1%なので、それに比べると当町の有収率は高水準を維持しているんですけども、しかしながら、配管設備も老朽化が進んでいることから従来にも増して効率よく漏水調査を実施し、漏水箇所を早期発見、早期補修に努めることが肝要であると思います。

その下、第4表のところですね、総給水量が24年度から載っていますが、やはりこれは年々減っていています。

その下ですね、経営成績で、当年度の経営成績を前年度と比較したものが、第6表、その次、12ページと書いてありますが、すみません、まことに申しわけありません、それ、12ページじゃなくて11ページなんです。すみません、その括弧書きの12ページを11ページに訂正していただきたく思います。比較損益計算書です。営業収益が6億3,689万円で前年度と比べて3,198万円、4.8%の減少となっていますと先ほど申しあげましたが、その給水収益の減少、これの影響が大きいんですけども、給水収益は6億1,116万円で前年度と比べると2,456万円、3.9%の減少であると。その要因は平成25年10月から給水単価を立方メートルあたり10円値下げしたことによる6か月分の影響額、これが約1,400万あります。それと、先ほどの有収水量の減少による影響額、これが約1,100万。この2つが大きな売り上げを減らしている原因であります。ここで注意を要するのが年々続く有収水量の減少であり、節水機器の普及による影響が大きいことは言うまでもありませんが、平成25年度の定期監査結果報告書の「報告に添える意見」で触れているように人口減少社会が進んでいると。これはもういたし方ないかと思えます。それにあわせてやはり経営をしていただきたく思うんですけども。

続きますとですね、第5表、それがその下のほうにあるんですけども、有収水量が年々、年々減っていているかと思えます。

その次、7ページのほうにいきまして、7ページ真ん中少しあたり上あたりにですね、

減価償却費は会計基準の改正により、先ほど言いました改正により、補助金等により取得した有形固定資産のみなし償却が廃止されたことなどにより、3,675万円増加しています、それで1億8,173万円となっています。

それに伴って、その下、5行目ですけれども、営業外収益は、会計基準改正、これも先ほど言いました改正により、資本剰余金の移行処理に伴い長期前受金戻入の科目が新設され、7,562万円の増加となっています。

この結果、先ほど言いましたように、その下ですけれども、このことから、当年度純利益が前年度より944万円増加の3,513万円の黒字となっています。

その次ですね、8ページのところで、これはそんなに大きい金額じゃないんですけど、真ん中ちょっと下あたりにですね、本年度から期首にリース資産428万円を計上したが、減価償却により107万円減少し期末では321万円となりましたと。今までリース費用で処理していたものが、リース資産という形で計上することになりましたと。これも改正の影響です。

その下のほうにですね、下から8行目、次に、というところなんですけど、次に、負債の部でありますけれども、会計基準改正、これも改正ですけれども、企業債の借入、これを資本から負債に期首において移行することになりましたと。一般企業からすると、借入金が何で資本金になるのと。私も今までずっと思っていましたけれども、やっぱり借入金というのは他人資本なので、自己資本と区別する意味で負債として認識すると。これは一般企業に近づいたのかなと思います。

その次、9ページのほうにいきまして、2行目で引当金の981万円というのは特別修繕引当金の510万円と賞与引当金471万円であります。その賞与引当金についても今回の改正により計上することになっております。

その下、7行目ですけれども、繰延収益は補助金等により取得した固定資産のうちのみなし償却をしてきた資本剰余金を期首において繰延収益に43億9,890万円移行して収益化するものであり、収益化累計額は22億5,926万円で長期前受金は21億3,964万円となったと。期末の長期前受金は21億8,196万円で差引4,231万円増加しましたとありますが、わかりにくいから、これ、先説明しましょう。これ、先説明します。10ページ見ていただきまして、むすびのところで述べているんですけども、10ページのところでですね、6行目で、公営企業会計基準が改正され本年度の予算から、予算のほうから適用されているんですけども、前述のように、補助金等により取得した償却資産のみなし償却が廃止され、平成26年4月1日付で移行作業がなされ

ていると。みなし償却制度とはそもそも何ぞやと言いますと、みなし償却制度は補助金等により取得した固定資産について、補助金相当額の減価償却が行われず、です。ですから、例えば補助金5千万で企業債5千万で1億円の構築物を工事しましたということになりましたら、通常でしたら1億円減価償却するかと思うんですが、みなし償却というのは、その補助金の5千万っていうのは償却しないってことなんです。ですから、企業債の5千万しか償却しない。ということで、その結果どないなるかと言いますと、その次、当該固定資産が除却等されるまでは貸借対照表に残ることになるんです。ですから、耐用年数が過ぎても除却しない限りその分が貸借対照表に残ってきて、我々一般企業からすると、それは非常に不自然極まりない。その次書いていますとおり、しかし、補助金等であれ企業債であれ取得した固定資産というのは、例えば先ほどの例で言いますと、5千万の補助金と5千万の企業債で1億円買っているのであれば、その1億円全額が耐用年数を通じて費用化され、売上により回収されるべきなんです。ですからそれが一番、私、今回一般企業に近づいたなっていうのは、補助金部分を何で減価償却が行われずっていうのが、いまだに私は理解ができないんですけども、普通に全額企業債で購入したとしたならばと考えていただいたらええかと思います。補助金がなくて全額企業債、1億円で買いましたよということになれば、当然その1億円減価償却するわけなんです。その減価償却で費用化された分を当然その売上金で回収されるべきなんです。ですから今回、その下のところですね、前年度より減価償却費が3,675万円増加と推計され、その結果営業収益が883万円の赤字となっていますが、これが本来の損益計算やと思います。

「また」以後ですね、平成27年度の予定損益計算書においても、1億8,217万円の減価償却費が計上されており、さらに、その減価償却の問題以外にも原水とか浄水費、配水及び給水費の大幅な増加も見込まれております。補助金等により取得した償却資産のみなし償却制度がなくなったことにより、給水原価が大幅に増額し、供給単価の見直しと他損益を改善する方向で考えるべきであろうかと思えます。「給水原価が大幅に増額し」とありますけども、これは本来、補助金じゃなくて企業債で買っていただいてもとそれだけの原価がかかっているわけなんです。ですから、それを供給単価、こちらのほうの見直しとか、他損益を改善する方向で考えるべきであろうかと思えます。

すみません、もうそのままむすびのほう続けていきたいと思いますが、むすびのほうでちょっと飛ばしたところがありますので、むすびの最初から見ていきたいと思えますので、9ページ戻っていただきまして、むすびで、平成26年度水道事業会計の決算は、

営業収益の主たる給水収益において前年度より2,456万円、3.9%の減少となった。主な要因は、平成25年10月より水道料金を立方メートル当たり10円値下げした影響額が約1,400万、給水量の減少による影響額が約1,100万である。給水量の減少については、節水機器の普及や人口減少社会の進展により、今後ますます営業収益が減少するものと思われる。

営業費用のほうでは、受水量を1万立方メートル削減したりとか、臨時職員を1名減らすなど、結構経費削減に努力、努められているんですけども、ご存じのように電気料金の値上げとか、計装設備の保守点検委託料などの支出の増加要因もあり、削減効果は小さなものにとどまっています

先ほど読みましたところは飛ばさせていただきました、そのあとですね、現在、人口減少社会に入り、国・地方の財政状況が厳しさを増す一方で、施設の大量更新時代を迎える中、施設の維持管理、更新にも多額の費用を要することは明らかです。国の財政状態から見ても、福祉、年金、介護、医療など経費は増大する一方であり、更新投資のための補助制度がいつまで続くか、いつまであるかわからないという危機意識、これを持っていただきたいんですけども、それを持つならば、老朽管の更新工事や耐震化工事に備え費用がいくらかかるか、財源をどうするか、民間企業の発想で経営基盤を整備することも必要ではないかと思えます。

水道事業においてもですね、聞きましたら平成27年度、28年度でアセットマネジメントを構築する計画があると聞いているので、将来においても良質な水を安全に安心して供給できるよう、また水道経営が安定して維持できるよう中長期的的確な財政計画を策定されるよう望むものであります。アセットマネジメントっていうのは何かと言いましたら、簡単に言いますと、資産管理っていうか、管理するっていうことです。中長期的な視点に立って、技術的基盤に基づいて計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金等の確保を進める、需要者の負担の理解を得るための情報提供のあり方なんかを検討していただけることやと思えます。そういった中で、先ほど申しましたみなし償却制度がなくなって、全額減価償却を行うのであれば、やはり今回のように給水原価、今回の給水原価が正しいんだと思えます。それに伴って、供給単価の見直しとか、いろいろ損益を改善する方向で考えていただきたいと思えます。

あと、すみません、9ページのところで飛ばしました、(6)番、キャッシュフローの状況なんですけど、キャッシュフローの状況は、最後ですね、当年度末現金預金残高が3億2,440万円とありますので、今すぐどうこうということがあ問題ではないか

と思います。

以上です、斑鳩町の水道事業会計決算審査意見書、こちらのほうを終わりたいと思います。

その次、最後にですね、平成26年度斑鳩町財政健全化判断比率等審査意見書、こちらのほうですが、まず、ページ開けていただきますと、平成26年度の普通会計財政健全化審査意見書。

審査の概要ですが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、総合意見です。審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見としまして申しあげたい点は、前も言いましたんですけども、④番で将来負担比率なんです、平成26年度の将来負担比率は37.4%と早期健全化基準を大きく下回っておるので問題はないんです。問題はないんですけども、しかし、将来負担比率が年々、これ、高まってきているんです、24、25、26と見ていただきましたら明らかだと思います。先ほどから申しあげていますように、公共下水道事業を今後も進めなければならないことから、長期にわたって財政負担が厳しくならないように財政運営を考慮していただきたく思います。

(3)番で、是正勧告を要する事項は、当然のことながら、特に指摘すべき事項はありません。

その次ですね、平成26年度の水道事業会計経営健全化審査意見書ですが、こちらのほうについてもですね、審査の結果、総合意見としまして、審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見なんですけども、水道事業の平成26年度決算における財務の短期流動性を示す流動比率は272%、前年度が245%で資金不足の状態にはなっていません。

ですから、(3)番で、是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

その次にですね、公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書ですが、審査の結果、総合意見としまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められています。

資金不足比率については、当然のことながら、赤字ではありませんので、経営健全化基準の20%、こちらのほうについては良好な状態にあると認められるもので、(3)番で、是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

ということで、財政健全化判断比率等審査意見書、こちらのほうも以上で終わりたいと思います。

3点、以上、全て報告をこれで終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○坂口委員長 ありがとうございました。

佐伯代表監査委員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑ございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ございませんね。

これをもって、質疑を終結いたします。

佐伯代表監査委員、中川監査委員さんにおかれましては、あらかじめ、決算審査結果の報告後、退席の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

両監査委員さんには、各会計の決算審査に当たり詳細なご報告をいただき、ありがとうございました。委員長として心から御礼を申し上げたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時03分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

続いて、一般会計及び各特別会計の決算概要について、進行予定表では会計管理者より概要説明をお受けすることになっておりますが、先ほどの監査結果報告及び後ほどの理事者からの説明と重複いたしますので、管理者からの説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算概要については省略いたします。

それでは、一般会計及び各特別会計の決算概要については、資料2として決算の状況を前もって提出をしておりますので、資料に基づきまして質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって一般会計及び各特別会計の決算概要についてに対する質疑を終結いたします。

続いて、健全化判断比率報告について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 まず、健全化判断比率等の報告の前に、まことに申しわけございませんが、資料の訂正がございます。提出をいたしております資料6の斑鳩町一般会計の財政見通しでございます。よろしいでしょうか。表のですね、下から7段目でございます。実質収支額というところでございます。下から7段目の実質収支額でございますが、その実質収支額の平成26年度の決算額でございます。数字で言いますと488となっておりますところ、394と訂正をいただきたいと思っております。金額は3億9,400万円でございます。394と訂正をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、平成26年度決算におけます健全化判断比率の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

失礼いたしまして、座って説明申し上げます。

それでは、資料7の平成26年度健全化判断比率等報告書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、1つ目の指標でございます実質赤字比率につきましては、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としております一般会計等におきまして、歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率とされております。平成26年度の一般会計における実質収支額は3億9,434万7千円の黒字となりましたことから、実質赤字比率はマイナス6.92%となり、前年度のマイナス11.76%と比較いたしますと4.84ポイント悪化いたしております。なお、この比率の基準につきましては、市町村の財政規模に応じて11.25%から15%までの間とされておまして、本町の早期健全化基準は14.59%となっているところでございます。また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準をもち、市町村は20%とされているところでございます。

2つ目の指標でございます連結実質赤字比率につきましては、地方公共団体の全ての

会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体を一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率とされているところがございます。平成26年度の連結収支が3億557万円の黒字となったことからマイナス5.36%となり、前年度のマイナス9.63%と比較して4.27ポイント悪化しているところがございます。なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準が、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業等における経営健全化等を踏まえ5%を加算し、市町村につきましては、財政規模に応じ16.25%から20%までの間とされておりまして、本町の早期健全化基準は19.59%となっているところがございます。また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされているところがございます。

次に、3つ目の指標でございます実質公債費比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率の3か年の平均値とされております。平成26年度は6.9%となり、前年度の7.0%と比較して、若干ではございますが、0.1ポイント改善いたしているところがございます。なお、この比率の基準についてでございますが、早期健全化基準につきましては、現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%となっております。また、財政再生基準は同様に、公共事業等について許可が制限される基準とされている35%となっているところがございます。また、当町の実質公債費比率と全国の団体との比較でございますが、恐れ入りますが、資料の7ページをお開きいただきたいと思います。表の一番下のa cとa dの欄です。平成25年度は全国町村平均で9.9%、そして全国市町村平均で8.6%のいずれも下回っているという結果になっているものがございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思います。4つ目の指標でございます将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当る額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることのできる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率とされております。平成26年度は、早期健全化基準350%に対しまして37.4%となっており、前年度の32.2%と比較して5.2ポイントの悪化となっております。また、当町の実質公債費比率を、全国の団体との比較でございますが、同じ資料の9ページをごらんいただきたいと思います。下から1行目、2行目で

ございますが、平成25年度では、全国町村平均が16.1%、これを上回っているものの、全国市区町村平均51.0%は下回っているという結果になっているものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開きいただきたいと思います。資金不足比率につきましては、水道事業会計は3億1,657万5千円の剰余金が生じており、公共下水道事業会計は収支0円となっております、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりません。

最後に、12ページをお開きいただきたいと思います。斑鳩町の健全化判断比率等の推移をまとめたものでございます。平成19年度に連結実質赤字が生じたところでございますが、以後全ての項目において改善傾向にありましたが、平成22年度前後をピークに数値が悪化したものもあるというところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度決算におけます健全化判断比率等の状況についてのご報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 今、部長説明していただいた中で、1ページの連結実質赤字比率のところなんですけども、一般会計と特会と合わせて3億何がしかが黒字になったので悪化したという説明をされたように思ったんですけども、ちょっとどういうことなのかなど。黒字額が減って悪化したということで、私が聞き間違えたのか、ちょっとその辺、もう1回説明をお願いします。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 部長の説明の中で、黒字額が減ってですか、減って赤字になったということなんですけども、これにつきましては、黒字になったということなんです。連結した場合で黒字額が減って、その分、率も減ったという説明です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。

あともう1点ですね、先ほど監査委員さんの会計制度が変わりましたと。これからも変わっていくのかなというふうに思うんですけども、実質お金が減るわけではないと、会計上の問題だというふうにおっしゃいましたけども、この財政健全化の指標等に、その会計制度の変更によって何か影響等っていうのはあるんですかね。

○坂口委員長 面巻企画財政課長

○面巻企画財政課長 平成26年度におきましては、そういった影響というのはございませんでした。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後のことは。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 今後につきましては、それぞれの。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 この黒字化ですけれども、これについては、特に大きいのは水道の件でございまして、一般会計は、会計制度変わっていません。特会も変わっていません。水道事業会計だけ、減価償却の仕方が変わったということで、歳計現金については、現金については変わりはないので、この連結についても、今後ともそれについては、向こうのほう、水道は、流動資産から流動負債、引いた差をもってきますので、償却は影響してこないということで、今後にも影響はないということです。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 すみません、12ページの、先ほどの説明で、健全化判断比率等の推移の中で、私、これ見ていてちょっと不思議に思ったんですが、将来負担比率、上の表の一番下ですけれども、全国の数値が、すごく大きな数字から小さい数字に、こう、移動しておると。当町は同じように30%から15%とか、20%とか、こんな形になっていきますけど、なんかこれ、100%、90何%が16になったり。これ、この表は何でこないなってまんねやろ。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 まず初めに、本町の悪化の原因と申しますか、率が下がっているとか、悪化している原因を申しますと、恐れ入りますけれども、この資料の9ページ、見ていただけますでしょうか。9ページの14行目ですかね、ちょうど表側の都市計画税、ここを見ていただきたいと思います。9ページのところです。9ページの将来負担比率の状況というところでございます。ここの充当可能特定歳入、うち都市計画税というところを見ていただけますでしょうか。この数字が、平成26年度と25年度比較しますと、約4億7,000万円減っております。これの算出につきましては、過去3か年の都市計画税の充当割合をもちまして将来見通しを出すことになっておまして、これにつきましては、先ほど監査委員さんのほうもご説明があったんですけれども、公共下

水道のほうの公債費負担がふえていますよと、そういったことから、これに対する都市計画税の充当割合が徐々に下がっていると、そういった部分で大きく減っているのが、本町のいわゆる将来負担比率が悪化した原因でございます。

全国につきましては、このあたり、公共下水道というのは、整備のほうが終わり、徐々にそういった部分についても公債費負担のほうが軽減していつているのではないであらうかなと考えておるところでございます。当町の場合は、今後、一般会計でその負担を減らしつつも、公共下水道においてこれらの部分で影響が出てくるといふふうに分析しているところでございます。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 すみません、今の説明、ようわかりまんねん。そうでのうて、その一番下の、まあ言えば全国町村平均の平成19年度で92.9と、こういう数字、その次が80.6と。それが25年度には16.1までなっていると。これ、全国では何でこんなに数字がさあっとこんな形になってまんねやろと。これ、何かこう、もしわかることであればちょっと教えてほしいなということでごんねん。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいまのご質問なんですけども、これにつきましては、詳細にちょっと分析をさせていただいたことはございませんが、将来的な負担について、やはりこれまでの取り組みによって他の団体においては急激に減ってきている部分なのかなというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、まず初めに議案書を朗読させていただきたいと思います。

認定第2号

平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、失礼をさせていただきます、座って説明を申し上げます。

それでは、一般会計の歳入決算の状況につきまして、ご説明申し上げます。資料の3の主要な施策の成果の報告書と、資料5の決算付属参考資料、この二つをご用意いただきたいというふうに思います。

それではまず、主要な施策の成果報告書の45ページをお開きいただきたいと思ます。第2表、平成26年度一般会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと思ます。

平成26年度の歳入決算額は、第2表にございますとおり89億9,524万3千円で、前年度の決算額と比較いたしまして、1億3,057万1千円、1.4%の減となっております。前年度決算額と比較いたしますと、町税は、固定資産税が1,824万5千円、都市計画税が173万7千円増収となったものの、町民税が2,271万4千円、たばこ税が878万1千円減収となったことから、対前年比1,055万1千円、0.4%の微減となったところでございます。

また、目的税であります都市計画税の用途状況につきましては、決算付属参考資料の4ページをごらんいただきたいと思ます。下の表の中段でございますが、平成26年度の都市計画税の収入額は、1億2,500万9千円でございます。公共下水道事業、そして、これまで都市計画事業として借入れを行った町債の償還金に充当いたしているところでございます。これら都市計画事業に要する一般財源の総額は4億4,994万4千円で、都市計画税収入の全額を充当しているところでございます。

それでは、主要な施策の成果報告書45ページにお戻りをいただきたいと思ます。

町税とともに町財政の大きな柱であります、下から7行目の地方交付税でございますが、地方消費税交付金の増などにより基準財政収入額が増となったものの、地域の元気創造事業費の措置などに伴い基準財政需要額が増となったことから、対前年度比2,248万1千円、0.9%の増となっているところでございます。

次に、中段の地方消費税交付金は、消費税率引き上げに伴う社会保障財源交付金分を含め、対前年度比4,466万円、24.8%の増となっております。

また、消費税率の引き上げに伴う社会保障財源交付金分につきましては、決算付属参考資料の5ページをお開きいただきたいと思ます。下の表の中段にございますように、平成26年度の地方消費税社会保障財源交付金収入額は4,308万9千円で、その下ですが、充当割合は3.2%となっているところでございます。

恐れ入りますが、主要な施策の成果報告書の45ページにお戻りいただきたいと思えます。

次に、下から5行目の国庫支出金でございます。学校施設環境改善交付金、地域の元氣臨時交付金、史跡用地先行取得償還費補助金などが減額となったものの、臨時福祉給付金給付費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金、社会資本整備総合交付金などが増額となったことから、対前年比9,566万4千円、12.2%の増となっております。

次に、その下の県支出金は、緊急雇用創出事業補助金、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金などが減額となったものの、安心子ども基金特別対策事業補助金、被災農業者向け経営体育成事業補助金などが増額となったことから、対前年比3,320万5千円、5.7%の増となっているところでございます。

最後に、その下の町債でございますが、道路橋りょう環境整備事業債などが増額となったものの、可燃ごみ積み替え施設整備事業債、学校教育施設等整備事業債、道路新設改良事業債などが減額となったことから、対前年比3億8,530万円、41.0%の減となっているところでございます。

以上で、歳入決算状況につきましての概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、歳入に対する質疑を終結いたします。

45分まで休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。

寺田議会事務局長。

○寺田議会事務局長 それでは、第1款 議会費の決算の概要について、ご説明を申し上げます。失礼して、座ってご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の52ページをごらんいただけますでしょうか。平成26年

度の議会費の歳出決算額は、1億1,680万9,098円となっております。前年度比較いたしまして、214万5,944円の決算額が増加いたしております。増加いたしました主な理由は、期末手当支給率上昇による増と、地方議会議員年金に係る負担金率の増が主な要因となっております。

それでは、事業別施策の取り組み状況について、ご説明申し上げます。まず、定例会・臨時会及び委員会の運営についてでございます。初めに、定例会・臨時会の開催についてですが、定例会を4回開催いたしております。議案総数は107件、うち105件が原案可決となっております。議員発議及び委員会発議につきましては、常任委員会の委員定数を減ずる条例改正や信号機の設置を求める意見書など、条例2件、要綱1件、意見書5件を可決しております。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の開催についてでございますが、延べ59回、63日間の開催となっております。また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件について審議を行うとともに、各委員会において、先進地事例に学ぶため、先進地視察研修や施設整備状況等の現地調査を実施いたしております。

次に、会議録の作成、閲覧ですが、平成23年度より録音音声データ翻訳委託に変更したところですが、委託するにあたっては、自己作成部分をふやすなどして反訳対象時間の縮小に努めたところがございます。

議会広報の充実につきましては、年4回発行し、多くの方に読んでいただくよう、町のホームページに掲載をいたしております。

以上、簡単ですが、議会費の決算概要の説明とさせていただきます。

- 坂口委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けいたしますが、委員の皆さまには、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、質問の際には、主要な施策の成果報告書並びに関係書類等の資料名、資料番号、ページ数などもお示しいただきましてご質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

- 木澤委員 ここで聞かせていただくのがふさわしいかどうかというのはちょっと迷うんですけども、一応やっぱり公式の場でちょっと確認をしておきたいなということで、今、議長会等でですね、飲食等に公費を使うということが新聞を賑わしているところがありますけども、予算計上としては総務費のほうになるかなとは思うんですけども、生駒郡とか、広域7町等の議長会の事務局なんかもそれぞれ持ち回りでされて

いるということで、局長のほうにですね、公費で飲食をされているという実態がないのかという点について、1点確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 寺田議会事務局長。

○寺田議会事務局長 生駒郡4町の議会の円滑な運営や情報交換のために、定期的に会議を、当然開いております。そして、会議後も意見交換やメンバー同士の親睦を図るということで、会食を伴う会議も当然ございます。そうした場合の飲食代につきましては、生駒郡町村議会の議長会の規約に基準を設けまして、その中で基準に基づきまして支出をさせていただいております。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その、基準を設けてっていうところなんですけども、私、確認したいのは、飲食等に公費が使われていないかという点なんですけども。

○坂口委員長 寺田議会事務局長。

○寺田議会事務局長 ご存じのように、各地で懇親会の費用に対するそれぞれ裁判が起こされております。また、社会通念上、その中で支出が認められる範囲としては、1人当たり6,000円までとか、そういった判例も出ております。その6,000円がいいのかどうかというのは、それぞれ裁判の判例によってまた違ってきておりますけども、それを超える分については違法ということも、そういう判例も出ておりまして、これらの基準に基づいて、うちの生駒郡の議長会のほうも支出をしております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、基準に基づいて支出はされているということで、またその基準については、後日確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第1款 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管いたします第2款 総務費に係ります主な施策の実施内容につきまして、ご説明申しあげます。失礼して、座って説明をいたします。

それでは、主要な施策の成果の報告書でございますが、53ページから78ページとなっているところでございます。

初めに、第2款 総務費、第1項 総務管理費でございます。報告書の53ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1目 一般管理費でございますが、職員人件費、地域集会所施設整備費補助、コミュニティバスの運行、地域公共交通の確保、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

初めに、地域公共交通の確保におきましては、地域の実情に即した公共交通の実現に向け、斑鳩町地域公共交通会議を開催いたしまして、斑鳩町生活交通ネットワーク計画を策定いたしました。

54ページでございます。地域集会所施設整備等の支援におきましては、自治会等が行う地域集会所の整備等の費用に対する補助金を交付いたしまして、そのコミュニティ活動を支援いたしたところでございます。

次に、55ページでございます。参加と協働のまちづくりの推進におきましては、第4次斑鳩町総合計画におきましてまちづくりの重点施策に掲げている、斑鳩らしい協働のしくみづくりを進めるため、斑鳩町協働のまちづくり条例を制定しました。また、協働のまちづくりの趣旨に賛同され、積極的に活動されている住民の方々の集まりとなるコアメンバー・ミーティングが主体となりました斑鳩町協働のまちづくり交流会を開催するとともに、斑鳩町協働のまちづくり勉強会を開催いたしまして、町職員と住民活動団体間の意見交換を実施いたしたところでございます。

続きまして、57ページの第2目 文書広報費でございます。町広報紙の発行、声の広報、町ホームページの運用などに要する費用の支出が主な内容となっております。まず、声の広報では、ボランティアグループいかるが草笛の協力を得まして、提供媒体をカセットテープからCDに変更し、平成27年4月広報紙からCD版で運用いたしております。また、ホームページの充実におきましては、平成26年4月に斑鳩町フェイスブックを立ち上げまして、町政の身近な情報の提供に努めるなど、その充実を図っているところでございます。

続きまして、58ページ、第3目 財政管理費でございます。財務会計システムに係る電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容となっております。ふるさと納税等、寄附でございますが、これの状況につきましては、町ホームページの活用やチラシの設置、また、史跡藤ノ木古墳石室特別公開におけるチラシ配布などを通して、そのPRに努めてまいったところでございます。平成26年度は、102件、147万1,838円のご寄附をいただいたところでございます。なお、平成27年度税制改正

におきまして、ふるさと納税の減税対象となる寄附の上限額が住民税の1割から2割へと2倍に拡充されたことから、本町へのふるさと納税の促進を図るため、平成27年度から、寄附額に応じてお礼の内容を拡充いたしたところでございます。

続きまして、59ページの第4目 会計管理費でございます。会計システムに係ります電算ソフト使用料などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、第5目 財産管理費でございます。役場庁舎の維持管理、基金の運用、普通財産の管理などに要する費用の支出が主な内容となっております。

初めに、普通財産の管理では、今後の利活用が見込めない遊休土地3物件、旧野外活動センター用地、阿波2丁目地内代替用地及び追手団地跡地でございますが、これにつきまして、一般競争入札による売却処分を進めたところでございますが、入札参加申込者がなく、入札を取りやめたところでございます。

次に、60ページの役場庁舎の充実でございます。役場庁舎の乗用エレベータにつきまして、庁舎建築から28年を経過しておりまして、油圧式エレベータの交換部品の調達が困難となっていることからその更新を行ったものでございます。

さらに、財産の無償譲渡及び無償貸し付けにおきましては、旧の北庁舎につきまして、保育ニーズが増加・多様化する中、待機児童を出さないよう、早期に町内での新たな保育所の整備について検討を行い、今後の町財政も踏まえる中で、社会福祉法人和光会による保育所の整備を進めることといたしまして、建物の無償譲渡及び敷地の無償貸し付けを行ったところでございます。

次に、61ページの公共施設の電気調達におきましては、施設管理経費の削減を目的に、対象を役場庁舎ほか12の施設に拡大いたしまして、一般競争入札を実施いたしまして、平成27年4月からテプコカスタマーサービス株式会社から電気の供給を受けているところでございます。

続いて、第6目の企画費でございます。男女共同参画社会の推進、OA化の推進、地域文化の振興、文化振興財団の支援、いかるがホールの維持管理・運営などに要する費用の支出が主な内容となっております。

初めに、文化振興財団への支援でございますが、文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き財政面から支援したものでございます。

64ページでございます。男女共同参画の啓発につきましては、第3次男女共同参画推進計画の策定に係る住民意識調査を実施したところでございます。

次に、女性総合相談の実施でございますが、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱えるさまざまな問題に対して相談・助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、引き続き相談窓口を開設したものでございます。平成26年度では、相談者数12名、うち新規10名でございます。延べ25回の相談があったものでございます。

次に、65ページの事務のOA化の推進でございますが、自治体クラウドの導入に向けまして、導入手法や費用、時期などについて検討を進めるとともに、平成27年10月からの社会保障・税番号制度導入に向けて、宛名統合システムの構築に着手したものでございます。

次に、官学連携協定の締結におきましては、相互の人的及び知的資源の交流並びに物的資源の活用を図り、多岐にわたる分野において連携し、かつ協力していくため、奈良県立大学と包括的な連携協力に関する協定書を平成26年7月17日に締結をいたしました。

続きまして、67ページでございます。第10目の防犯対策費でございます。自治会防犯灯の新設や維持管理等への助成、また、地域防犯体制の充実、消防団による年末警戒活動の実施などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、第2項の徴税费でございますが、70ページをお開きいただきたいと思います。

第2項 徴税费、第1目の税務総務費でございますが、これは、職員の人件費、臨時職員の雇用及び他団体との協力連携などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続いて、第2目の賦課徴收费でございます。町税の賦課徴収事務、町税の過誤納償還金、新公金収納方法としてのコンビニ収納・ペイジー収納の手数料などの支出が主な内容となっております。

初めに、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上におきましては、町県民税及び固定資産税償却資産の未申告者に対します申告指導により課税の適正化を図るとともに、滞納整理の早期着手と、誠意のない滞納者に対します滞納処分等、関係法令等に基づいて厳格かつ効率的な徴収事務を進め、納税者の公平性や公正性を確保いたしまして、町税の収入確保に努めたところでございます。平成26年度では、差押が46件、参加差押が1件、交付要求が12件で、合計59件、滞納額で1,248万8千円を処分しております。これらのうち、換価または配当により税に充当できたものは42件、金

額にいたしまして541万6千円となっているところでございます。

次に、71ページの新公金収納方法の運用につきましては、住民の生活スタイルの多様化に対応するべく、新たな公金収納方法として、平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納を運用しておりますが、平成26年度におけます口座振替を除くコンビニ収納・ペイジー収納の利用状況は、納付件数36,981件のうち、コンビニ収納は11,977件、ペイジー収納は1,483件で、合計で13,460件となっており、利用率におきましては、コンビニ収納が32.4%、ペイジー収納が4.0%で、合計36.4%となっております。

72ページの町税の収納率についてでございます。平成26年度の町税収納率は、上段の現年分につきましては、前年度と比較して0.1ポイント上昇の98.8%、下段の表の滞納繰越分につきましては、前年度と比較して、6.2ポイント減少の26.1%でございました。

次に、73ページの不納欠損処分の状況についてでございます。地方税法の規定に基づき、合計で1,161万5,207円の不納欠損処分を行っております。納税義務者の実人数は102人、延べ件数は211件でございます。これらの不納欠損処分を行ったものは、滞納が発生した当初から再三にわたり催告等を行ってきたものの、その後の調査等により、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明であるもの、また、本人が死亡し相続人がいないもの、あるいは競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったものなどでございます。

続きまして、第4項の選挙費でございますが、76ページをお開きいただきたいと思います。

第1目 選挙管理委員会費でございますが、これは、選挙人名簿の定時登録、選挙時登録など委員会の開催、運営に要する費用を支出いたしましたものでございます。

続いて、第3目でございます。斑鳩町農業委員会選挙費でございますが、平成26年7月6日に執行を予定しておりました農業委員会委員の選挙に要した費用となっておりますが、立候補者が定数どおりあったことから、無投票となったものでございます。

77ページでございますが、第4目 衆議院議員選挙費は、平成26年12月14日執行の衆議院議員選挙に要した費用でございます。

また、第5目 奈良県知事・議会議員選挙費でございますが、これは、奈良県知事・議会議員選挙執行の準備に要した費用でございます。

また、第6目 斑鳩町議会議員選挙費でございますが、これにつきましても、斑鳩町

議会議員選挙執行の準備に要した費用でございます。

次に、78ページでございます。第5項 統計調査費でございます。第1目の指定統計調査費でございますが、平成26年度企画財政課所管の基幹統計調査といたしまして、平成26年経済センサス基礎調査及び平成26年商業統計調査、また、平成26年全国消費実態調査などを実施いたしましたものでございます。

続きまして、第6項の監査委員費でございます。毎月の例月出納検査及び一般会計や各特別会計、また、水道事業会計に対します決算審査と財政健全化審査を計6日間、また、定期監査を計5日間実施していただきました。

また、財政援助団体等の監査といたしまして、斑鳩町商工会の監査を実施いただいたところでございます。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管いたします主な施策の実施内容につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。
木澤委員。

○木澤委員 それでは、幾つかありますので、順次お尋ねしていきたいと思えます。

まず、成果報告書の53ページの地域公共交通の確保のところですけども、地域公共交通計画を、今、策定していただいている、一度、担当の総務常任委員会にもご報告いただきましたけども、その後の状況はどうなっているのかなというのがよくわからないんです。また詳細については担当常任委員会に報告をいただきたいと思えますが、今、スケジュール的なものとしてはどんなふうになっているのでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事

○谷口総務課参事 地域公共交通会議の件でございます。ただいまおっしゃっていただきましたように、平成27年3月の地域公共交通会議におきまして、生活交通ネットワーク計画を策定しております。このネットワーク計画の策定におきまして、今後の運行方針といたしましては、有料化、また、コミュニティバスを2台ということで増車するということの方針を出させていただいております。

今年度の動きにつきましては、このネットワーク計画に基づきまして実証運行計画を策定するという作業を、今、関係機関と協議しながら進めているところでございまして、今年度中に実証運行計画を策定し、また、事業者の選定作業も進めまして、来年度に入りましたら新たな実証、新たな運行について進めてまいりたいというふうに考えており

ます。以上でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 来年度から運行が始まるってということですね。ですので、それまでにまた担当常任委員会のほうには報告をいただけるというふうに思っているんですか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 地域公共交通会議のほうで実証運行計画のほうを策定いたしましたら、まず、担当、総務常任委員会のほうですね、説明のほう、ご報告のほうを申しあげていきたいと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も総務常任委員の一人ですので、またその中でいろいろ意見言わせていただきたいと思います。

そうしましたら、続きまして、成果報告書の54ページの地域集会所施設整備等の支援ということで、以前から、なかなか集会所の確保が難しいということで、賃貸についてもこの間、要綱を設けて実施をされてきていますけども、25年度からまた2件ふえておられるんですけども、どの自治会が利用されていて、どういう状況なのかっていうのをつかんでいらっしゃるようでしたら、お聞きしたいと思います。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 ご質問の地域集会所の賃借についての補助でございます。昨年度は6自治会が賃借の補助金を交付しておりまして、今年度は8自治会というふうになっておりますが、今年度につきましては、三代川自治会でありますとか、西服部自治会、笠町自治会、三室地区自治会等々となっておりますが、賃借について三つの考え方があるかと思うんですけども、まず一つは、近隣の自治会の集会所を借りられるケース。また、近くの公共施設を借りられるケース。もう一つは、民間の建物、アパートの一室とかですね、そういったところ、例えばですけども、借りられるケースというものが想定されるかと思えます。

こういったことを想定しながら、賃借の補助の上限は月2万ということで考えておりまして、今、実際8自治会、賃借の補助金を交付しておりますが、26年度につきましては、そういった近隣の自治会の集会所、もしくは近隣の公共施設等を借りられることに対しまして賃借の補助金を交付しているというところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと、なかなか自前で集会所を持ってないというところに対しても、やっ

ぱり地域の活動をしていただくと、推進するということですね、補助をずっとしてきているというふうに思いますが、こうした一方で、地域交流館なんかの計画も、この間、進めてきていますが、この賃貸をされているところで、一つは三室自治会さんがされているってのはつかんでいるんですけども、その地域交流館の建設の範囲に当たっている自治会さんで、この賃貸で利用されているっていうところは、ほかにございますか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 地域交流館の建設計画といいますと、今おっしゃった三室地区以外にもあるかと思うんですけども、先ほどですね、賃借の、8自治会あるといったところで、今、実際ちょっと交流館の要望等を聞いているところということでお答えさせていただきますと、三室地区自治会でありますとか、そうですね、笠町自治会の二つでございませぬ。三室地区自治会におきましては公民館、あと、笠町自治会におきましては近隣の自治会の集会所を借りておられるという現状でございませぬ。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 地域交流館については1件目が設立されまして、全部で4件計画をされていますが、なかなか近隣の自治会間の話し合いがうまく進まないという中で、さらにですね、住民の皆さんから4つも要るのかというような、財政的な面からも心配される声をお聞きしてまして、こういう形で対応していけるというのであれば一つの促進の方法かなというのと、まだ10年間の中で相談していただくということで進めていますので、すぐに打ち切るというわけではないんですけども、やはりなかなか進まないようであれば、いろいろな形で対応していただくということも含めて、私は一定見直しが必要じゃないかなというふうに思っていますので、またこれについても今後議論をしていきたいというふうに思っています、意見として申しあげておきたいと思います。

そうしたら、続きましてですね、成果報告書の55ページですね、先ほど部長のほうからも報告、説明があったんですけども、参加と協働のまちづくりの推進ですけども、以前に意見交換会をされる際に、私も案内いただいて、ちょっと出席っていうか、行けなかったんですけども、具体的な中身について、どういうことが、今、行われているのか、また、これも担当常任委員会のほうにも報告いただきたいと思うんですが、これについても、今、スケジュール的なものがどうなっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 参加と協働のまちづくりの推進についてでございます。26年度のス

ケジュール的なところは、55ページの施策の実施の形ですね、勉強会なり交流会なりを開いてきたというところでございまして、先ほどの部長の説明にもございましたように、コアメンバーということで、この協働のまちづくりの推進に積極的にかかわって、いこうという強い意志をお持ちいただいている住民有志の方々が中心となって、コアメンバーの定例会というものを毎月1回開催しております。そういった定例会等を通じて、さまざまな提案等を出していただいて、26年度におきましても交流会なり勉強会なりを実施してきたというところでございまして、現在の取り組みといたしましては、この協働のまちづくりの仕組みづくり、昨年つくりました指針等に協働まちづくり支援制度というものも掲げておりますけれども、そういった支援制度の実現に向けての協働の仕組みづくりというものを、まさしく住民有志の方々と協働で、今、行っているというところでございまして、現在の取り組みといたしましては、生き生きプラザのほうに情報ボードでありますとか、また、情報コーナーというところに、先ほど来申しておりますコアメンバーの方が着席していただいて情報提供していただいているとか、また、支援制度にもうたっております、住民活動とか、ボランティア情報を盛り込んだガイドブックの製作を進めるでありますとか、住民活動センターですね、今、生き生きプラザが、先ほど申しました情報ボードや情報コーナー等設置しておりますけれども、住民の交流の拠点として活用していただいているということもございしますので、住民活動センターの機能も持たせていくということも、今、議論をしているところでございます。以上でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 拠点もできて、定期的に会議もされているということで、これからさらに具体化も進めていかれるというふうに思いますが、できるだけ具体的なものが、もうだんだん決まっているのかなというふうに思いますので、議会としても、どんなことができるのかなというのもそれぞれ検討・議論したいというふうに思いますので、また担当常任委員会のほうでご報告をお願いします。

そうしましたら、次に、成果報告書の56ページなんですけども、人事考課制度の運用ということで16万2,000円計上されていまして、この26年度については、まだ法が施行されていない以前の段階で研修等を行っていただいておりますが、これ、27年度から法制化されて、人事評価制度ということで移行する形になってはいますが、以前にも一般質問させていただきましたが、その段階では、まだ賃金等の反映について、また職員組合との話し合いについてはこれからだというふうにおっしゃっていたので、こ

の機会に、その後の状況ですね、どうなっているのか、確認をさせていただきたいと思
います。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 人事評価の関係でございますけれども、ただいま委員おっしゃいました
とおり、平成26年に地方公務員法のほうが改正されまして、平成28年から新たに業
績評価等を加えたものを任用等に反映しなさいよという形で、今、制度が変わっている
ような状況でございます。

今年度につきまして、今、求められている、現在、平成21年から現在の制度を運用
させていただいておりますけれども、能力評価に加えまして、今回新たに業績評価とい
うものを加えた中で、今年度中に策定をさせていきたいというふうに考えております。

立ち上げのほうにつきましても、今、課長会のほうで、現在、協議を進めているとい
う状態でございますので、状況に応じまして組合等にも協議をさせていただく中で、今
年度中に策定を行っていききたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 法が施行されるに当たって、国会の議論の中でですね、小さな町村について
は裁量もありますよということで大臣が答弁されているというふうに、一般質問の中
でも申しあげてきましたので、基本的には、賃金への反映はどうするのかというのと、組
合の合意ですね、を前提にやっぱりきちっと進めていただきたいというふうに申しあげ
ておきたいというふうに思います。

そうしましたら、続きまして、同じく56ページの臨時職員の雇用で3,283万3
2円ですね、の計上をされていますけれども、今、とにかく臨時職員さんがふえてきて
いると。どこでも全国的にそうなんですけれども。細かい何人というのはちょっと把握す
るのは難しいのかもしれませんが、全体の割合とかいうのがわかりましたらですね、
人数についても、もし報告していただけるようでしたらお願いしたいと思
います。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 ただいま委員おっしゃいましたとおり、臨時職員の方につきましては、
1週間とか、そういった短期の方ですとか、ほぼ正規職員と同じ常勤の方がおられます。

今、うちのほうで確かにつかませていただいている数字といたしましては、定期健康
診断というのが、ほぼ常勤の職員の75%以上の勤務時間がある方を対象になるん
ですけれども、その方の人数が、今年度、平成27年度で申しあげますと、167人
でございます。正規職員が195人ですので、その割合で言いますと、46%という形になっ

ております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 臨時職員さんについては、あくまで。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 21 分 休憩)

(午前 11 時 22 分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

池田副町長。

○池田副町長 今、課長のほうから答弁させていただきましたけども、このように臨時職員さんというのは、質問者もご存じのように、例えば、保育園関係がございます。保育園関係については、約 5 割程度が臨職さんで対応していただいております。それと、幼稚園もでございます。あと、学校でしたら、30 人学級、35 人学級がやっておりますので、非常に多くなっております。あと、図書館関係がございます。公民館も、ご存じのように、公民館というのは半分以上臨職さんになっておりますので、そういう分野で非常に多くなっておりますので、こういう割合になっておるといことで、一般職全体がこういう割合でないということだけ、ご理解をいただきたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 いろいろな、役場の中でも、本庁以外にもいろいろな仕事がありますので、いろいろな場で臨時職員さんを採用されているということですけども、本来、臨時職員さんっていうと、臨時的な仕事をしていただく方ということで、常勤並みに働いている方もいらっしゃるということだと思いますと、果たしてそれがふさわしいのかどうかという点については、改めていく必要はあるなというふうに私は思っています。

ただ、財政的な問題がありますので、全部じゃあ正規採用さんでいけるのかということと、難しいというのは現実問題としてあるとは思いますが、やっぱりですね、こうして臨時職員さんの割合がふえていると、以前から比べるとやっぱりだんだんふえてきていると。なおかつ臨時職員さんの果たしている役割とか、責任なんかも非常に昔と比べたら重くなってきているという状況の中で、賃金は正規の職員さんとは違いますので、そうした不満なんかもあるのじゃないのかなというふうに思います。

今、国のほうではですね、さらに派遣法の改定なんかも論議されてきていまして、どんどん非正規っていうことがふえてきたら、これ、また困るなというふうにも思いますので、町のほうにおかれましてはですね、そうしたところもやはり組合のほうとですね、

相談をしていただいて、臨時職員さんは組合には入っておられないですけども、そうしたあり方がいいのかどうかということも十分検討を行っていただきたいというふうに申しあげておきたいと思います。

そうしましたら、続きまして、成果報告書の57ページですけども、これ、純粋な疑問なんですけども、町政モニターさんですね、これ、25年度も同じ78人の方を対象にアンケートされているんですけども、そのときは、回収率95%だったんです。それが、10%下がっていると。町政モニターさんなので、町としてはやっぱりモニターになってもらって、その意見を聞くことによって町の施策に反映するということが重要なと思うんですが、ちょっとこの回収率が下がっているのが気になりましたので、どうということかなと思って、お尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ご承知のように、町政モニターさんが任期2年間となっております。過去なんですけども、例えば18、19、これ、2年間で町政モニターをやっていたんですけど、そのときは13ポイント減りました。20年度はまちづくりアンケートをしましたので、この年はモニターさん、おられなかったんですけども、21、22、これを見ますと、ここでも9ポイント減少しているということなので、どうしても2年度目には低い傾向が示されているのかなと。そうしたことから、このたびも10ポイント低下したのではないかというふうに考えているところです。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 アンケートの内容っていうのは、項目的には同じものなんですかね。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 アンケートの内容につきましては、それぞれの施策、町がやります施策を聞いておりますので、そのときの施策によって、内容等、お聞きする項目は違うんですけども、そういった形で、今現在は施策どう考えておられますかと、今後、こういった施策するんですけど、どう思われますかといった内容でお聞きさせていただいているということです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、ちょっとモニターさんによったら誤解をされているのかもしれない、ちょっと状況よくわからないんですけども、2年目にちょっと下がる傾向があるのでということも十分お伝えして、回収率ですね、前年度と同じような形で回収できるように、また啓発のほうをよろしくお願いします。

そうしましたら、申しわけない、続けてさせていただきます。

成果報告書の58ページのふるさと納税なんですけども、25年度で、大口で言いますと860万円のご寄附いただいています、それが26年度でゼロになっていると。ご寄附されるのはその方のご自由ですので、これについて別にどうこうってわけじゃないんですけども、そのときご寄附いただいた理由なんかを町のほうでつかんでおられたら、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですが。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成25年度の4名様の860万円の件なんですけども、これにつきましては、1名様の方は、斑鳩に引っ越してくるということで、引っ越す前に300万円と、引っ越したあと200万円、計500万円をいただいた口が1件ございます。

それと、あと残り3名の方なんですけども、これ、ご兄弟の方なんですけども、お父様のほうが斑鳩町に住んでおられて、生前大変お世話になりましたということで、感謝の気持ちとしてそれぞれいただいたもので、計860万円となっているところでございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ご寄附いただく理由がつかめて、その傾向がわかればというふうに思ったんですが、なかなかそううまくはいかないのかなと。今、このふるさと納税の寄附額をとにかく確保しようということで、全国的にはものすごい取り組みされているところもありますけども、私はそこまでする必要もないかなとは思いますが、やはり、ご寄附いただけるようであれば、また、その傾向がわかるようであれば、それにお応えできるような形で町のほうも、それは収入があるにこしたことはないので、取り組んでいただきたいなと思いましたので、またお願いしておきます。

成果報告書の64ページの女性総合相談の実施なんですけども、件数が、これ、昨年度と比べてふえているんですが、この中身について、お聞きしたいと思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 女性の総合相談の実施についてでございますが、平成26年度では、相談者の実数は12人、うち新規者が10名となっているところでございまして、延べ相談人数としては25名と書かせていただいているところでございます。この25名の内訳につきましては、相談回数1回であった方が8名、2回であった方が2名、8回であった方が1名、7回であった方が1名となっており、複数回相談に来られている方がお二人おられる状況となっておりまして増加したものではないかというふうに考えてお

ります。

実際の相談内容につきましては、プライバシーの関係上、私どものほうにも、そのカウンセラーの先生からお聞きすることはできませんけれども、相談回数が多い方は複合的な理由で来られているのかなというふうに感じているところでございます。

なお、6回以上の相談があった2名のうち、1名の方は既に終結されて、残り1名の方が引き続き来られている状況でございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 内容については、プライバシーなのでここでは確認できないということですが、そうして継続的に来られて、解決にもつながっているということであればね、やはり非常にこの窓口を置いている効果があるのかなというふうにいふに思いますが、件数がふえていたので、ちょっと情勢的にどうなのかなというのが気になりましたが、引き続きこうした形で住民の皆さんの相談に対応いただけるようお願いしておきます。以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

平川委員。

○平川委員 先ほど木澤委員さんからも質問がありましたけれども、職員の臨時雇用がふえているという。

ページ数ですか。56ページですね。あと、職員の数のことにつきましては、53ページからということになると思いますけど。

ということで、先ほど質問がありましたけれども、今現在の斑鳩町の職員の数と、あと、国などから、適正な人数、何人ぐらいが適正だという、その人数との差みたいなものをお伺いできればと思います。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 今、職員の数ということでございますけれども、今年度当初、4月で、再任用を含めて195名となっております。

それと、あともう1点の適正な人数ということでございますけれども、以前に国のほうの関係で、アクションプランという関係で、平成17年に策定をさせていただいて、平成22年度までに職員数の目標を掲げるというのがございました。その関係につきましては、当時で、目標が214人に対しまして、当時の22年4月で、実人数が201人となっております。

現在は、そういった関係上、今、職員数が下回っておる状況でございますけれども、

改めて計画につきましては、なかなか職員をふやすという計画につきましては立てられない中で、今年度につきましては、若干でございますけれど、3名職員数をふやさせていただいたという状況でございますので、今後におきましては、業務量の関係等を見ながら、適切に職員の人数についても管理を行っていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 先ほどの木澤委員さんからの質問でも、臨時雇用が要は庁舎の職員の仕事を負担しているというような形ではないというご説明だったんですけども、人数はその当初より減っている、しかも、適正とされていた人数よりも下回っているということで、正規職員の方の負担がこれ以上過剰にならないようにということをちょっと考えて今後進めていただければなというふうに要望させていただきます。

続いていいですか。

これはちょっと、初めてでわからないのでさせていただきたいんですけど、61ページの公共施設の電気調達のテプコカスタマーサービスっていう会社なんですけれど、これはどういう供給の方法で、電気の、何て言うのかな、季節によったりすることによって供給が変動するような、そういうものではないのか、どうなのか、ちょっとわからないので、質問させていただきたいんです。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 電気の調達なんですけれども、一般的には、関西電力様からこのエリアは供給されることになっております。ただ、いわゆる役場庁舎であったり、学校であったり、そういった関係、高圧の電気のほうを調達しておりますので、これが国のほう、自由化となりました。これに伴いまして、民間企業であったり、地方自治体であったり、そういったところが、いわゆる一般競争入札で調達したら経費のほうが安くなるんじゃないかというふうな形で、どんどん、どんどん全国のほうで進められてきたところでございます。

そうした中で、本町におきましても一般競争入札による調達を行って、平成27年4月1日からはテプコカスタマーサービス様、これは東京電力の完全出資の子会社でございまして、そこから電気調達を行っているというところでございます。以上です。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 64ページの女性総合相談の分なんですけれども、自治体によっては、男性相談みたいなこともされているところもあるそうなんですけれども、そうした取り組みを進める必要を感じているのかとかですね、あと、やはり女性に限定して進めていくっ

ていうことが、今の男女共同参画の中で、女性だけっていうように限定するっていうのはちょっと、今の方向性の中では、男女ともについてというような考えもあると思いますけれども、その辺のほうはいかがでしょう。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいま男性の相談窓口ということなんですけれども、これにつきましては、今の社会情勢を考えますと、自殺者であるとか、そういった形で悩みを抱えておられる男性の方もおられるのかなというふうに考えております。ただ、一町がそういった窓口を、今、持てるかといったら、ちょっと難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

また、なぜ女性の総合窓口を本町に開設したかということなんですけども、これ、本町、町村で初めて条例のほうも策定させていただいて、そういった分野で町も進めていくよといった姿勢の中で、その当時、いろいろ悩み抱えておられる方が一つでも解決の糸口が見つかるきっかけとなればいいものということを考えさせていただいて開設させていただき、継続して実施させていただいているところでございます。以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

小村委員。

○小村委員 すみません、ちょっと全体的に言えることなんですけど、具体例として5ページなんですけど、自治会加入率の目標が、90%に平成27年なっているんですけど、具体的に、言うたら目標を立てるときに、何をしてこれだけの数字が上がるのかっていうのを、気になるんですけど、この目標の根拠ってありますでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 自治会加入率、平成27年、目標90%となっているということですが、そうですね、動向、推移等を見る中で、もともと平成18年、19年当時は80%を超えていたというところもございます。自治会の加入促進というのは全国的にも非常に大きな課題としてとらえられている部分でもありますし、コミュニティーの推進でありますとか、住民主体のまちづくりという観点からも、自治会の加入、災害という観点もございますね、そういったところから、自治会の加入というものは本当に進めていかなければいけないというところで、目標というところも高く掲げさせていただいているというところはございます。

加入促進について、広報等ででもですね、周知させていただいたり、住民課の窓口等でも周知はさせていただいているところではございますけれども、現状としてはこんな

になっているというところでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 すみません、具体的に何かをしないと、目標って達成できないんです。広報活動とか、今までもしてきましたよね。具体的に、これだけ目標が上がるっていう根拠ってというのはあるんですか。もう一度お尋ねします。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 具体的に何かをということ、昨年度、平成26年度に自治会の手引きというものを作成させていただきまして、ホームページ等とか、また、窓口でもです、周知のほうは図らせていただいております。また、自治会連合会の会合であったり、広報は先ほどもおっしゃいましたけれども、できる限りそういう公の場においてそういったことも周知できるようにということと考えてはおりますけれども、やはり住民さん自身の、社会情勢といいますか、そういったものも踏まえていく中で、なかなか昔のように自治会に加入を引き続きやっていただけないというのが、全国的にちょっとあるという現状ではございますので、住民さん自身の意識の向上というものも必要になってくるかと思うところではございますけれども、行政としても、今おっしゃっていただきましたことも踏まえて、今後も一層研究はしてまいりたいと考えてはおります。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 すみません、民間の感覚で言うと、やっぱり目標って、基本的には達成、ちょっと頑張ればできるっていうような目標を立てなきゃいけないと思っているんです。その中で、全体的な数字って、すごく件数が多くなっているものとかって、これを見たときに、達成もうできないやろうなっていうのが、具体的な策がなしでですね、っていうのが非常に多いので、基本的には、目標値を下げてでも、今年度にこれだけは達成するんだというような目標を立てていただくほうがいいのかと私は思いますので、その意見だけ付しておきます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 53ページの一番下の地域公共交通の確保ですねんけど、これ、25年度の決算のときは76万ぐらいの金額やったんが、450になっていると。会議の回数も、同じ2回と。これは何かやっぱり、前のときは補助があったのかとは思いますが、ちょっとその辺、教えていただけますか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 地域公共交通に対する決算額の差でございます。おっしゃいましたと

おり、平成25年度は76万4,000円程度の決算額となっておりますが、こちらのほうは、地域公共交通会議というものが独立した財務処理を行っております、この昨年、25年度の76万といたしますのは、地域公共交通会議へ町の一般会計から負担した金額でございます、公共交通会議としての25年度の決算額は、550万程度となっております。

先ほどおっしゃいましたように、調査業務に対しまして、国庫補助と県費の補助がございましたので、実質町の負担額が76万であったということで25年度の決算は終わっております。

26年度に対しましてはそのような補助はございませんでしたので、町のほうから地域公共交通会議に負担した金額が450万で、地域公共交通会議としての予算規模が約450万ということで財務処理を行ったということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 そうというような国等の補助があって、それでそのような金額になったと。

これは、この地域公共交通会議というのは、まあ言うたら単年度、1年だけは補助するとか、こういう制度になっているのか、たまたまそういう時期にこの公共交通会議をスタートしたのでなったか、これだけちょっと教えていただけますか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 今ご質問いただきました補助の制度でございます。国庫補助、あと県費の補助、さまざま補助メニューがございますんですが、25年度におきましては、地域公共交通会議を立ち上げて、コンサルタントのほうに調査業務もしくは交通計画策定業務といったものを委託いたしました。そういった調査業務に対しまして、国庫補助、さらに県費の補助の両方の制度が調査業務に対してございましたので、そちらのほうは1年目ということで補助対象になっておりましたので、25年度はあったということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 了解です。

次、54ページの上から二つ目の自治会連合会の支援、これは自治会連合会、たしか当町では160ぐらいの自治会があって、そのうち自治会連合会には何自治会が加盟されているのか、もう一度ちょっと、以前もお聞きしたような気がするんですが、お願いします。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 自治会連合会の加入自治会は、今現在、111自治会となっております。連合会に加入していない自治会、アパート等もございますけれども、こちらのほうが56となっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 確認ですが、まあ言えば100世帯以上のとかの自治会は全部加入されているという、その辺はそうっておるのでしょうか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 実際に何世帯以上が加入しているとかいう、ちょっとデータのものはすぐにはわかりかねる部分あるんですけども、おおむねそういう大きな世帯の自治会は連合会に加入されているという認識であります。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。どうしても小さいところは難しい部分もあると思います。ほとんど大体のところは加入していただいていると、こうっておきます。

それでは、その下の地域集会所施設整備等のやつですねんけど、先ほど同僚議員のほうから、ちょっと交流館についてもちょっと見直ししてはどうかというような話もあったんですが、ちょっと確認ですが、これはたしか集会所、地域交流館の話にちょっとなるんですけど、この地域交流館のやつというのは、集会所というのとはまた違った性質のものやというように私は理解しておるんですが、まあ言えば防災の面とか、そういう形で違った性質のものやと。また、大きなほうのコミュニティー、ハイツ等、先ほど話しさせてもうた小さい自治会、集会所を持つと思っても持てない、そういう方たちも集まれるような、集えるようなところという、その辺の両方面があつての意味合いやと思うんですが、その辺は、それでよろしいんですか。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 交流館の性質としまして、ただいまおっしゃっていただきましたように、広域的な自治会が対象となっておるものでございまして、子育てサロンでありますとか、町内全域を対象として活動されるグループ等もちろん利用していただけますし、あとは災害時の一時避難所的な意味合いも大きく持っているものでございまして。失礼いたしました、一時というよりも避難所という位置づけをするものでございまして、そういった意味において、集会所というよりも町全体の交流の拠点となるものとして考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 もう一つ、たしか東日本の震災のときの以降、国のほうからもそういうような補助がこの地域交流館にはあるように思うんですが、そのあたりは、これは町単独のものでしょうか、それとも国の補助も絡めてそういうのが建てていくという形なんですか。その確認をお願いします。

○坂口委員長 谷口総務課参事。

○谷口総務課参事 社会資本整備交付金のことかと思うんですが、こちらについては、震災以降、そのようなものが補助金メニューとしてあるということではちょっと認識はしていないんですけども、実際に五丁地区の交流館におきましては、こういった社会資本整備の交付金を利用して、建設のほう、いたしております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 先ほど見直してというような発言もありましたが、今現在、それを楽しみに協議している地域もありますので、そのあたりもちょっと考えていただければということ要望しておきます。

続きます、60ページの財産の無償譲渡及び無償貸し付けの、この旧の北庁舎の件なんですが、これもちょっと確認ですねけど、この場合、まあこれ、社会福祉法人になっています、相手さんがそうなっているんですが、この場合の建物とか土地の固定資産税っていうのは、これはかかってくるような形なのか、それともこれはもう無税みたいな形の扱いなのか、このあたり、ちょっと確認で、どうなのかなと思ひまして。

○坂口委員長 黒崎税務課長。

○黒崎税務課長 ご質問の件なんですけども、社会福祉法人等につきましては、無税というふうになっております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これはもう別に隣でなく、社会福祉法人もう全般、どこも無税やというように解釈していいわけですね。

○坂口委員長 黒崎税務課長。

○黒崎税務課長 おっしゃっているとおり、無税ということになります

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

続きます、67ページの地域防犯体制の充実なんですが、この地域防犯重点モデル地区支援事業補助200万という形、出ておりますねけど、これちょっと、具体的にちょっと説明をお願いします。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 地域防災重点モデル地区支援事業補助ということで、これは県の制度でございまして、ことしの3月にですね、JRの法隆寺駅の自由通路及び南北の駅前広場に防犯カメラを9台設置をさせていただいたものでございますけれども、こちらにつきまして、地域の住民の方、警察、町で組織をいたしましたJR法隆寺駅周辺防犯協議会がその設備の設置対象主体ということになっていただきましたので、そちらのほうに補助金を交付をさせていただいたということでございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明で、内容はわかりました。

この決算額のところに県100万円て書いてあるんですが、これが県から入ってくるお金、それで町のほうの100で交付されたら、これでよろしいですか。最後の確認ですけど。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 はい、そのとおりで、200万円に対して2分の1の補助ということでございます。

○坂口委員長 ほか。

木澤委員。

○木澤委員 すみません、1点ちょっと大事なやつを忘れていまして。この決算審査に臨むに当たりまして、シルバー人材センターさんへ町が発注している事業の、できるのであれば単価をわかるような形で資料を出していただければと思ったんですが、資料を見せていただきますと、単価が入っていないんです。各課にまたがっているいろいろな事業がありますので、それぞれの担当課のところでちょっとお聞きするしかないかなというふうに思うんですが、総務部で言いますと企画財政課のところになりますので、例えばですね、草刈り業務でも事業内容、一番上の段ですね、金額で53万1,179円で、11か所において計23回というふうに書いていますけれども、これだから、何人で何時間ぐらいのということで積算をされているのでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 これの積算単価なんですけど、平米当たり幾らということで単価が決まっております、単価で申しますと、平米当たり43円、各平米を掛けまして、それをお願いしているというところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、企画財政課が担当しているところは、全部平米、その43円
ということで理解したらいいのでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 それと、除草の作業がございます。これにつきましては、時間当た
りの単価で積算をいただいているところがございます、この単価が705円となっ
ているところがございます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

それでは、13時まで休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午前13時00分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

先ほどの伴委員の説明の中で、補足説明したいということなので、許可いたしたいと
思います。

面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 すみません、どうもありがとうございます。

先ほど伴委員のご質問の中で、将来負担比率、全国町村の平均が92%から急激に1
6.1%まで下がっているという理由なんですけども、これにつきましては、一つの大き
きな要因では起債を抑制していますよと。もう一つ、借りかえとか。借り入れのほうは
抑制していますよと。それでもう一つは借りかえ、いわゆる高利から低利に借りかえ
るとか、繰り上げ償還をされて、そういった関係でされているのと、もう一つは、土地開
発公社の健全化が進んでまいったというような形が大きくなっております。町村ですの
でね、そういった影響がすぐあらわれるということで、そういった関係で急激に減少し
ているのかなという分析しております。以上です。すみませんでした。

○坂口委員長 それでは、次に、第8款 消防費について説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第8款 消防費に係ります主な施策の実施内容につきまして、
説明申し上げます。失礼いたしまして、座って説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書の149ページから152ページにかけてとなっているとこ
ろでございます。まず、149ページ、第1目 常備消防費でございますが、これは、

奈良県広域消防組合の運営に要する負担金となっているところでございます。

続いて、第2目 非常備消防費でございます。消防団の運営、自衛消防団の支援、消防車両の管理、防災無線の管理などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、150ページ、第3目の消防施設費でございます。消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設の維持管理、また、消火栓の充実、消防施設整備の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続きまして、第4目 水防費でございますが、水防活動に要する費用に支出をいたしました。

151ページでございます。第5目の災害対策費でございます。災害物資の備蓄、防災情報メール等の推進、自主防災組織の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

初めに、災害物資の備蓄についてでございますが、非常食でありますアルファ米、保存用ビスケットのほか、毛布、災害用簡易間仕切り、災害用敷きマットなどを購入いたしましたものでございます。

次に、避難所施設の充実におきましては、20か所の指定避難所に、車椅子を1台ずつ配備いたしましたものでございます。

152ページでございます。県防災総合訓練の実施におきましては、奈良県、斑鳩町ほか9つの市と町の主催で、目安の大和川河川敷におきまして被災地訓練を、また、斑鳩町中央体育館におきまして避難所訓練を実施し、64の団体、約1,200人が訓練に参加をされたところでございます。

次に、防災情報メール等の推進では、事前登録が不要で、町内にいる人の携帯電話等に一齐に緊急情報の配信が可能な緊急速報メールを導入いたしました。

次に、自主防災組織の支援では、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立及び活動を行った団体に対しまして、補助金の交付を行いました。平成26年度におきましては、新たに4団体の自主防災組織が設立されまして、合計で17団体となっております。

最後に、命のパスポートの作成では、災害時に被災者が適切な支援を受けることができるよう、アレルギーや常用薬など必要な個人情報を記載できる携帯型のカードを作成し、全世帯に配布をいたしましたところでございます。

以上で、第8款 消防費に係ります主な施策の実施内容につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の149ページの広域消防組合の運営に関することですが、この間、いろいろ問題点の指摘などをしてきましたけども、そもそも、立ち上げの際に、協定書に基づいて運営をするということで進められてはいるんでしょうけども、今どんな状況になっているのか、その後全く情報もない状態ですので、ちょっとこの決算審査の機会にですね、今どんな状況になっているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 消防の広域化の関係でございますけれども、昨年4月に奈良県の広域消防組合の立ち上げをさせていただきました、それ以降、計画に基づき、今のところ、当初予定をしておりました平成28年の通信指令の統合、それと平成33年の全体統合に向けまして、今、準備を進められているところでございます。具体的な通信指令の統合につきましても、現在、配信メールのテスト等、あと、各職員の研修等もやられている状況でございますので、当初どおりされているということでございます。

○木澤委員 何か協定書外のことが起こったときと、また、それぞれの自治体とか議会にも相談をしていただくということになっていたかと思いますが、そういう事案については、特に発生はしていないということでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 はい、現在のところ発生をしておりません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これにつきましては、負担金が上がらないと思っていたところが、いやいや、実はそうではなかったんですと、取り崩しに、基金の取り崩しによって、前年度が負担が下がっていたのでという説明を突然受けて戸惑った覚えがありますので、できるだけ状況については正確に把握をしておきたいと思えますので、またその都度報告のほう、よろしくをお願いします。

そうしましたら、成果報告書の150ページの消防施設整備のところなんですけども、この間、ホースの筒先が盗難されると、しんちゅう製のものが盗難にあうということで、年々、被害についてお聞きしているんですけども、町のほうはどんな対策をされていて、実際にその盗難にあった件数なんかも、把握されているようでしたら、お尋ねをしたい

と思います。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 まず、昨年度の盗難の状況でございます。盗難の件数につきましては、12件でございます。内容としましては、筒先が16本、スタンドパイプが10本、開栓キーが3本ということになっております。

この消防器具の盗難に関しましては、斑鳩町だけではなく、全国的な発生が、今、顕著になってきております。そんな中で、西和警察署のほうもこういった盗難防止の啓発をされておまして、それにあわせて、今年度の6月に役場のほうから、こういった事案が発生しますよという形で自治会長宛てに案内をさせていただきまして、ちょっとご注意をしていただくような周知をさせていただいたところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これも対策するのは非常に難しいという状況はあるかと思うんですけども、ただ、やっぱり続いてずっと起こっているというのを何とか防げないのかなというふうには思いますので、全国的にもということなので、全国的に対策として、何て言うんですかね、相談をしていただいて、国のほうでもきちっと対策を進めていただきたいというふうに思いますので、また町のほうからも声をあげていていただきますようお願いしておきます。

続きまして、成果報告書の151ページの避難所施設の充実ということで、26年度については車椅子を1台ずつ配備していただいたということで、これ、毎年、避難所については簡易トイレを設置、設置というか確保だとか、進めていただいています、いざ災害時には、避難所としてきちっと使っていただけるようにということで準備はしているかというふうに思うんですが、ちょっと気になりますのは、あわせてお聞きしますけども、地域防災計画がなかなか出てこないという中で、実際に災害が、もうほんまにいつ起こってもおかしくないよという状況で、果たして災害時に避難所として機能できる、物資の面の体制と、あと、人的な体制ですね、がどうなっているのかなというのを、ちょっと確認させていただきたいなと思うんですけども。

○坂口委員長 加藤総務課長

○加藤総務課長 まず、避難所の物資の関係でございます。質問者がおっしゃられましたとおり、昨年度は車椅子、それ以前につきましては、救助用の担架、あと照明機材、仮設トイレ等、避難所施設の充実を図らせていただいているところでございます。

あと、人的な関係につきましては、大規模発生時におきましては、特に地震というこ

とになるかと思えます。その場合におきましては、まず、そのそれぞれの建物につきましての安全確認をさせていただいた上で、それぞれの避難所を開設させていただくと。その中で、大きな地震になればなるほど職員の数というのは限られてきますので、最低限の職員の配置はさせていただきますけれども、実際の運営につきましては、そちらの避難していただいた住民の方と力を合わせまして避難所のほうの運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 災害時に職員さんも、例えば町外の方でしたら、橋が落ちてしまったりして駆けつけられないという状況なんかも想定する中で、いざ災害時にどういう体制をとるのかというの、地域防災計画には位置づけをされていると思いますので、いつ出てくるのかなというのを待っている状況もあります。その状況についても、地域防災計画、今どんな段階なのかっていうのもちょっとあわせてお聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 地域防災計画の見直しの関係でございます。発端としましては、東日本大震災が起きたことから地域防災計画の見直しのほうを始めさせていただいたわけでございますけれども、それ以降につきまして、ほぼ毎年のような形で、法令ですとかの改正、それとあと、平成26年にはまた改めて奈良県のほうの防災計画の見直しが行われたとか、最近では、広島の関係で土砂災害防止法の改正がございましたので、そういった改正がちょっとめじろ押しになっておりますので、そういった整合性をちょっととるのに時間がかかっておりますので、できるだけ速やかに、また計画のほうの策定も行っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほうを賜りたいと思えます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、まだ、何て言うんですかね、計画としてまとめるめどっていうのはたっていないってことですかね。順次更新を。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 できるだけ速やかに見直しのほうさせていただきたいと思えます。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 すみません、若干補足だけさせていただきたいと思えます。計画自体につきましては、先ほど申しあげたいろいろな制度改正の中で、ちょっと調整必要な部分がございますけれども、先ほど質問いただきました避難所の開設につきましては、基本的には大きな運営に関する変化というのはございませんので、そういった関係につきま

しては現行の防災計画でも十分対応をしていけるという内容でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど課長の説明の中で、いろいろ災害が起こったりとか、法改正によっての対応が必要だということを示されていないということですけども、そうでなくて、そうでなくてっていうか、基本的な認識としてですね、やっぱり住民さんにお知らせをするっていうのを含めて、やはり身につけておくっていうんですかね、それでいざというときに対応できるようにしておく必要があると思いますので、整合性をとって、どこかの段階で示していただくことになるでしょうけども、何て言うんですかね、一定区切りをつけて出していただいて、また改修が必要な部分について整合性を図っていくっていうようなやり方も必要かなと。今、順次そういうふうになってきていますので、それに対応していただいている状況やとは思いますが、だから、今、速やかにということでおっしゃいましたので、やっぱりどこかの段階で切って、出していただきたいなというふうに思います。これも担当常任委員会が総務委員会になりますので、こちらのほうに早い段階で示していただきたいと思いますので、要望しておきます。以上です。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 152ページの自主防災組織の支援なんですが、平成25年度、26年度の組織された数は出ておるんですが、今現在は、またこれからふえているんでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 自主防災組織の数でございますけれども、8月末時点で20団体、昨年度より3団体ふえている状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 こういう形でふえていくということは、非常にいいことやと。先ほど答弁にもあったように、大きな災害のときには、やっぱり住民の中でやっぱりそれを何とかしていかなあかんというような形になっていくと思いますので、これはもう非常に大事なもののやなというように私は認識しておるんですが、またこれ、自治会連合会、このあたりにも働きかけていただいて、またこれが今後ふえていくような形で、自治会の数は多いですので、ちょっとこれを要望しておきます。以上です。

○坂口委員長 ほか。

平川委員。

○平川委員 151ページの災害物資の備蓄なんですけれども、これは、26年度に新た

に購入したものです。それとも、26年度末でこれだけのものを備蓄しているということですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 こちらの数字につきましては、26年度末の備蓄数量ということで表記をさせていただきます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 見させていただく限り、女性特有に必要なものですか、あと、乳児については、粉ミルクとおむつは入っているんですけど、哺乳瓶ですか、何かその、乳幼児特有にほかに必要なものだったりとか、あと、障害をお持ちの方が特有に必要とされるようなものがこの中には含まれていないように感じるんですけども、それはまた別にそういう形で備蓄されているのでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 町のほうで備蓄をさせていただいているものについては、最低限必要なものについてということで備蓄をさせていただいているところがございます。今、質問者言われました個々の関係につきましては、それぞれの各自におきまして、ご家庭のほうでそれぞれお備えをいただくような形で周知をさせていただいているところがございますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 男性ばかりの中で言いにくいんですけども、やはり生理用品ですか、そういう消耗品については、できたら備蓄していただければなというふうに思いますので、また今後の課題として検討していただければなと思います。

もう1点、避難所施設の充実なんですけれども、先ほど地域防災計画、今、見直しているところなんですけれども、やはり避難所でも、女性が男性と同じところで避難するっていうのはちょっと難しかったりとかですね、乳児を抱えるお母さん方が、避難所の中で周りの目を気にせず避難できるような、そういう体制も必要かなというふうに思うんですけども、そのあたりについて、今の見直しの中に入っているのでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 今おっしゃられました関係につきましては、どうしても避難所という特性上、できる範囲っていうのがございます。その中で、最近の避難備蓄につきましては、ちょっと間仕切りをしていって、ある程度のプライバシーを守れるような状態のものを、

年々、今ちょっと備蓄のほうをさせていただいている状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 国の男女共同参画の今の進め方ですとか、そういうところにもやはり女性の避難の、そういう防災の視点とかっていうのも盛り込まれるようになってきていますので、できればそういうところも今後検討していただければなというふうに思いますので、それを要望させていただきます。

それと、4ページのこの防災情報のメール登録者数、ここに入っている、152ページの防災情報メールの、この事前登録が不要でっていうのは、今、既に運用されている防災メールとはまた違うものなんでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 今、メールの情報発信の関係につきましては、2種類準備をさせていただいております。1点が、今、申しあげました、こちらの4ページにお出しをさせていただいている防災情報メール、こちらのほうは、事前登録が必要でございます。あと、最近、携帯電話会社でサービスとしてやられているエリアメール等につきまして、万が一発生した場合に町内におられる方について一斉に配信できると、その2種類で運用のほうをさせていただいているというところでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 すみません、4ページも、これ、平成26年、実績2,945件で、152ページも2,945件なんですけれども、これは、その先ほどおっしゃった事前登録の不要なものっていうのはまた別にあるってということですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 こちらの件数につきましては、登録の必要な、町がシステムを構築をさせていただいております防災通報メールということの登録件数でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、ここに登録されている方は2,945件だけれども、それ以外に、緊急時には町内におられる方には必要な防災の情報が届くということで理解してよろしいですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 委員言われるとおりで、町内におられる方について、一斉に携帯電話のほうにメールを発信させていただくというものでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ということは、それでもやはりこの事前登録が必要なものについても引き続き運営をしていくということで理解させていただいて、そうすると、もう少しこれも、できるだけ登録者数はふやす取り組みが必要なんじゃないでしょうか。そのあたりはいかがですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 この防災情報メールにつきましては、学校の関係の情報発信ですとか、いろいろな情報発信をさせていただくものとなっております。それで、学校関係等も含めまして周知を行いながら、件数につきましてはふやしていくという形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 すみません、ハザードマップなんですけれども、一番最新版はいつごろ出されましたでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 浸水ハザードマップでございますけれども、こちらのほうは平成21年に作成をさせていただいたもので、そのもととなりますのが、国の関係で大和川、奈良県の関係で富雄川、それぞれの管理者がそれぞれ浸水想定区域を出されましたので、その見直しは、そのデータが揃いましたのが21年当時でございますので、そのときに作成となっております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 そこからはもうお出しになっていないという状況で。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 はい。浸水想定区域の見直しは、いまだ、現在されていませんので、また改めて浸水想定区域の見直しがされた状況におきましては、改めて作成をさせていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 例えば、これは洪水の件でございますけれども、例えば、地震等いろいろなことがありまして、避難所と、新しい転居してこられた方もいらっしゃると思いますし、もう数年もたっておりますので、やはり作成をしていただいて、というのはいかがなんでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 作成当時には、全戸配布というふうに形をさせていただきまして、その

後、転入等される方につきましては、その方について、住民課のほうで今現在もハザードマップについてはお渡しをさせていただいている状況でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 すみません、先ほど平川委員の質問で少し疑問に思ったんですけど、この、町がメールサービスとか、災害時にメールサービスをするものと、言うたら携帯会社がするエリアメールとの、差別化というか、情報の違いをもう少し具体的に詳しく説明いただけますでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 まず、町で整備をさせていただいております防災情報メールにつきましては、登録をさせていただいておりましたら、斑鳩町外におられても情報発信ができるという利用面の活用ができます。エリアメールにつきましては、登録されていなくても、町外からの観光者も含めまして、そういった斑鳩町に滞在される方に防災情報を送付できるという、そういった2つの、エリアの、届く違いがございますので、その2つを併用して使わせていただいているという考え方でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 例えば、避難経路が携帯に送られてくるとか、そういったことはないんですか。例えば、町のメールに関しては避難経路が送られてくるだとか、そういうのはないですか、現在。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 避難経路につきましては、その災害の発生状況等につきまして、個々に発信できる内容でございませので、避難情報といたしましては、避難場所の提示とか、避難していただくエリアの内容ですとか、そういったものを配信をさせていただきます。それとあと、災害発生時に起こった場合につきましては、給水の活動の状況ですとか、そういった情報を逐次発信をさせていただくという形で考えております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 例えば、ここの道路はもう使えなくなっているというか、もう災害にあって道路が陥没しているので通らないであったりだとか、いわゆる、今、起きたものに対する早い情報発信がそれでできればなどは思っているんですけども、そこら辺はどうお考えですか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 その関係につきましては、それぞれ発信エリアの特性というものがあ

ると思います。特に携帯につきましては、ある程度文字数の制限とかございますので、そういった簡単な情報の発信についてはそちらのほうで、あと、今おっしゃられているいろいろな交通情報の、通行止めの関係ですとか、そういった関係につきましては、町のホームページの関係で情報発信をしていくという考え方で、今現在整備をさせていただいております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 ちょっと質問変わるんですけども、151ページの災害物資の備蓄なんですけれども、非常食が平成25年から26年にかけて230減っているんです。町としては、この数がどういう根拠で適正、今現在適正なのかというふうに考えているのか、お示しいただけますでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 備蓄数量の考え方でございます。こちらにつきましては、平成16年に奈良県のほうで地震災害の被害想定という数字を出されております。その中で、斑鳩町におきましては、奈良盆地の東縁断層と生駒断層帯が、地震起きた場合に発生人数が約9,000人ということ想定されております。それのおおむね1日分ということにさせていただいておって、大体27,000食というのが基本的な目標数値でございます。この36,000食につきましては、東日本大震災で、国のほうのそういった避難の見直しがかげられるという可能性が、大幅にちょっと見直しをされるという情報がございましたので、一旦、9,000食ぐらい一旦上乗せをさせていただいたという関係で、今現在36,000と、食料についてはなっているということでご理解いただきたいと思っております。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 基本的には1日分、ほかのものに関しても1日分という理解で。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 町につきましては1日分、あと、奈良県のほうでほぼ1日分というのを備蓄されておりますので、公的には2日分、備蓄をさせていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 続いて質問変わるんですけども、152ページの自主防災組織の支援となつて、113万円計上しているんですけども、これの内訳というか、内容を詳しく、もう少し詳しくお願いします。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 この自主防災組織の支援の内訳でございます。平成26年度については、自主防災組織の立ち上げ、創設に関する支援については4団体、それと、あと、活動の助成金というのがございます。その団体が12団体、合計、補助金の支給先としては延べ16団体に対して補助金を出させていただいたということでございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 この助成金の、その団体さんが使っている内訳っていうのは、町のほうで把握しているのでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 こちらにつきましては、毎年度、予算と決算のほう、提出をいただいております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、ちょっと1点だけね、気になったので関連で言わせてほしいんですけども、平川委員のさっきの質問ですね、備蓄品の中で女性特有のものについてということで、最初に課長答弁はあったときに、ご自分で用意していただくという考え方はありましたけども、つい先日、総務委員会でも、男女共同参画社会の第3次の計画をまとめるということで、その声の中に、やはりそうした備蓄品については、女性特有のものについても用意をしてほしいという声もあったと思いますのでね、やはり町としては敏感に対応していただいて、町としても整備するという考え方を示していただくべきかなというふうに思って聞いていたんですけども、そのところはいかがでしょうか。

○坂口委員長 加藤総務課長。

○加藤総務課長 今後につきまして、必要なもの等、ほかのものも含めまして、そちらについては改めてまた検討のほうもさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第8款 消防費についての質疑を終結します。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、総務部が所管します第10款から第12款についての主な施策の実施内容につきまして、ご説明申しあげます。座って説明をさせていただきます。

主要な施策の成果の報告書の184ページをごらんいただきたいと思います。第10款 災害復旧費でございます。そのうちの第5項 その他公共施設災害復旧費となっておりますが、平成26年度におきましても、災害復旧を要する災害が幸いにも発生しなかったことから、予算の執行はございませんでした。

続きまして、第11款の公債費でございます。185ページでございます。平成26年度の町債状況は、借入額が5億5,370万円、償還額が8億4,550万2千円で、町債残高は、前年度と比較いたしまして2億9,180万2千円減の97億4,785万円となっております。平成26年度では、後年度、あとの年度の財政負担の軽減を図るため、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債につきまして、前年度の決算剰余金等をもって財源が確保できたことから、借り入れを行わなかったとともに、県の市町村財政健全化支援事業を活用いたしまして、4,966万6千円の繰上償還等を実施いたしましたところでございます。町債の活用につきましては、将来にわたる財政負担を十分に考慮いたしまして、その対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、186ページ、第12款の予備費でございます。平成26年度では、緊急に対応しなければならなかったものとして、消防第3分団可搬式ポンプ修繕に40万円、防火水槽修繕に38万7千円、いかるがホール空調機緊急更新工事に230万円を充用いたしましたところでございます。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る主な施策の実施内容についての説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 公債費のところなんですけれども、監査委員さんの報告聞いていて、26年度で町債の発行を減らして、単年度としては赤字を出すというような編成の仕方をされているということですが、今後ですね、この町債の考え方っていうんですかね、一定の金額になってきていて、これは、ふやさず減らしていけるにこしたことはないんですけども、そうした対応ですね、について、今回やられたような形でも、今後そういう形で対応されていくのかどうか、その点についてお聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 今後の町債の活用ということなんですけれども、まず1点目は、や

はり当該年度に返す元金を上回らない額で借りていく、そうすることによって、自然と減っていきますので、最低限その辺を守って、財政規律を守っていきたい。また、今回やらせていただいたように、繰上償還の機会がございましたならば、繰上償還とか、低利のほうに借りかえとか、そういったものにも研究させていただいて、できる限り後年度の財政負担を軽減させていきたい。また、その活用に当たっては、いわゆる将来負担の、いわゆる負担のあれですね、均等ということもありますので、借りないということはないんですけども、そういったあたりを十分に考慮しながら活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての質疑を終結いたします。

続いて、認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、まず初めに、議案書を朗読いたします。

認定第4号

平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成27年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

失礼して、座って説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の205ページから207ページでございます。

初めに、歳入の決算の状況についてでございます。206ページをごらんいただきたいと思います。平成26年度の歳入決算額は、274万2千円でございます。前年度と比較いたしまして2万7千円、1.0%の減となっております。その内訳は、繰越金が274万1千円、諸収入で、預金利子といたしまして1千円となっております。

続きまして、歳出決算の状況についてでございます。207ページでございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費の第1目 財産管理費でございます。溜池の水環境の悪化による悪臭を防止し、良好な生活環境を保つため、水中曝気ポンプ2基を引き続き運転するとともに、平成26年度は、2年に一度のポンプ定期整備を実施し、機器の適切な管理及び延命化を図っているところでございます。

また、課題となっていました水利権につきまして、水利組合と協議を続けた結果、平成26年10月31日付で水利組合の解散及び権利放棄通知書の提出が町にございまして、水利組合の解散と下司田池に関する水利権及びこれら以外のすべての権利を無償で放棄する通知を受けました。

これによりまして、水利権の解決が図られたことから、平成26年度末をもって大字龍田財産区の財産を町に移管した上で、大字龍田財産区特別会計を廃止し、平成27年度から一般会計で管理することとなっております。

次に、第2款の予備費でございますが、充用は行ってはおりません。

以上で、平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計についての説明といたします。どうぞご審議、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 大字龍田財産区特別会計について、説明が終わりましたので、これについて、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午後13時40分 休憩)

(午後14時00分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

まず初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。失礼して、座って説明をさせていた

できます。

主要な施策の成果報告書の53ページでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、まず、人権の擁護についてでございます。人権相談の実施につきましては、斑鳩町の人権擁護委員により、毎月1回開催をしております。無料法律相談の実施につきましては、奈良弁護士会の弁護士により、毎月3回開催をしております。182件の相談を受けております。

次に、54ページでございます。住民と行政の協働によるまちづくりの行政相談の実施につきましては、行政相談委員により、毎月1回開催をいたしました。行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行ったものでございます。

次に、66ページでございます。66ページの第8目 交通安全対策費のうち、交通安全の放置自転車の防止についてでございます。JR法隆寺駅周辺での放置防止指導及び放置自転車等の移送、保管、引き渡し業務を実施をいたしました。警告札の取り付けは22件、放置自転車の移送は、放置禁止区域内で17件、放置禁止区域外で25件、合計42件でございました。

次に、67ページの第9目 自転車等駐車場運営費でございます。JR法隆寺駅北口自転車等駐車場の利用状況についてでございますが、一時預かりでは、前年度を989台上回る25,194台の利用がございましたが、月決め利用につきましては、前年度を140台下回る5,404台となったところでございます。

次に、74ページから75ページでございます。第3項の戸籍住民基本台帳費でございます。

まず、74ページの第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳事務、戸籍事務、印鑑登録事務などの各種登録や証明書の交付事務等について、住民記録及び戸籍の電算システム化や自動交付機の導入などにより、適正で迅速な事務処理を行うとともに、親切な窓口対応に努めたところでございます。なお、住民基本台帳事務では、社会保障・税番号制度に対応するため、住民基本台帳システムの改修を実施をしました。システム改修は、平成27年度も予算を繰り越し、順次実施いたしております。

次に、75ページでございます。住民基本台帳ネットワークの運用でございます。このネットワークは、本人確認ができる全国共通のシステムでございます。住民基本台帳カードの平成26年度の交付件数は、90件でございました。なお、社会保障・税番号制度の開始に伴い、平成28年1月からは、住民基本台帳カードにかわり個人番号カー

ドを交付することとなります。

次に、戸籍総合システムの運用では、機器の更新を行ったほか、災害時等によるデータの滅失を防ぐため、戸籍副本データ管理を行いました。

また、住民窓口の充実では、役場庁舎外での証明書の交付サービスについては、町の施設である西公民館、東公民館、総合保健福祉会館において実施し、引き続き窓口サービスの向上に努めました。

以上で、第2款 総務費のうち住民生活部が所管いたします決算の概要の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の75ページの住民基本台帳ネットワークの運用のところなんですけども、今回、マイナンバー制度に切りかわっていく中で、この住民基本台帳カードについては、期限が切れて更新される際には、証明カードのほうに切りかえをされていくということは町のほうから考え方が示されていますけども、パゴちゃんカードについてですね、の扱いはどうなっていくのかなというのを確認させていただきたいと思えます。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤住民課長 パゴちゃんカードの今後についてのご質問をいただきました。現在交付しておりますパゴちゃんカードは、まず、印鑑登録証としての役割がございます。また自動交付機により住民票や印鑑証明書、所得証明書を交付するための磁気カードという役割もあわせもっております。

平成28年1月以降に希望者が申請することにより交付されます個人番号カードは、電子証明書を搭載しており、この電子証明書を活用して印鑑登録の機能を持たせることも可能であると聞いております。また、個人番号カードに搭載される電子証明書の有効期限は5年であることから、仮に個人番号カードを印鑑登録証とした場合、利用者が印鑑登録をされても、5年を経過すると、再度登録をし直す必要があります。また、個人番号カードは、町で作成するのではなく、地方公共団体情報システム機構において作成し、申請から交付までには一定期間を要することから、個人番号カードを持っていない方が、その日に印鑑登録をして、即日印鑑証明書の交付を受けたいというご要望にお応えするということができないという側面もあります。一方、現在使っておりますパゴ

ちゃんカードには、有効期限はなく、また、町で即日交付が可能となっております。

このようなことから、個人番号カードの交付が始まりましたとしても、印鑑登録証としてのパゴちゃんカードは存続してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それ聞いて、少し安心したんですけども、確かに経費としては二重にかかってしまうことになりますけども、そもそもこの個人番号カードの発行を望まない方につきましては、やっぱりパゴちゃんカードを利用されるという意思をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますので、町のほうとしてはやっぱりそうした考え方でですね、持って、パゴちゃんカードについては、利用される方がいらっしゃる限り継続をしていくということで、引き続きお願いをしておきたいというふうに思います。

それとですね、もう1点、こちらシルバーさんへ発注されている事業ですね、自転車放置防止指導業務というので項目あげていただいていますけども、これも、この金額に対して、年179回実施ということですが、これも単価のほうがわかれば教えてほしいんですけども。実際に何人の方で何時間ということで、見積もりというんですかね、見込みをしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 JR法隆寺駅周辺の放置自転車防止指導業務につきましては、1回当たり2時間、その周辺を巡回してほしいということで、シルバー人材センターから見積もりを徴したところ、1回当たり2,640円という見積もりがきております。具体的には、2名で回っておられて、2時間、年間179回ということですので、割り戻しますと、1時間当たり1人660円という見積りになっております。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

伴委員。

○伴委員 74ページの一番上ですか、住民基本台帳業務の中のこの表ですねんけど、非常に今回、26年度、出生がちょっと少なく、それで、転入もちょっと少ない、転出もちょっと少なくはなって、また、死亡もまた多いと。ちょっとこれ、人口の状況としまして、斑鳩町の、この2年、3年、どんな状態になっているか、ちょっと教えていただけますか。

○坂口委員長 安藤住民課長。

○安藤「住民課長 すみません、そうしましたら、過去3年間の人口について、ご報告申し上げます。平成25年3月31日現在で28,455人、平成26年3月31日で2

8, 375人、そして、平成27年3月31日で28, 243人となっております。以上です。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱりちょっとずつ、ちょっとずつ、こう、人口が少なくなっていると。やはりこの表が示すように、やはりこれ、出生が少ないな、そしてやはり転入も、もう少しふえてくれればいいというか、転出のほうが転入の方より多いという状況なので、やはり今後、やはり人口減ってというのは、やはり町の力を一番失う形になると思いますので、何かやはり、こう、考えていかなあかんというように思うんですが、またほかでまた質問させていただきます。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、第3款 民生費の決算の概要につきまして、説明を申しあげます。失礼して、座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の79ページから102ページまでとなっております。

まず、79ページでございます。第1項の社会福祉費、第1目の社会福祉総務費でございます。職員の人件費や福祉団体の支援、また、国民健康保険事業への支援に要する費用について支出をいたしました。

次に、80ページでございます。国民健康保険の充実の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計に対し、法令の定めにより、人件費及び療養給付費に係る町の負担など1億8, 998万8, 360円を繰り出したほか、施策上における介護納付金分の赤字補填2, 758万9, 700円、合計で2億1, 757万8, 060円を繰り出したものでございます。

次に、同じページの第2目 国民年金事務取扱費でございます。国が行う国民年金事務のうち、第1号被保険者の資格関係届、保険料免除申請、年金裁定請求などの手続きや相談について、法定受託事務として、引き続き窓口事務を行ったものでございます。

次に、81ページから83ページの第3目 老人福祉費でございます。まず、81ページの社会参加の促進・支援では、老人クラブ活動の支援や高齢者優待券の交付を行っております。

次に、８２ページから８３ページにかけましての福祉サービスの充実では、老人福祉施設三室園組合との連携を図り、また、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームへの入所措置を行うほか、在宅ねたきり老人介護手当の支給など介護保険によらない各種福祉サービスを実施いたしました。そのほか、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しでは、平成２７年度から平成２９年度を期間とする第６期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び介護保険料の算出を行いました。

次に、８３ページの第４目 老人憩の家運営費でございます。老人憩の家の運営や維持管理に係る経費を支出しております。平成２６年度は、東・西の憩の家合わせて、延べ３１，８７３人の高齢者にご利用いただきました。

次に、８４ページでございます。８４ページから８５ページにかけましての第５目 医療対策費でございます。福祉医療の充実として、８４ページの老人医療費の助成、子ども医療費の助成、心身障害者医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成、８５ページでございますが、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成、未熟児養育医療費の給付を引き続き行いまして、それぞれ対象者の医療費の負担軽減を図っております。

次に、８６ページでございます。第６目の人権対策費でございます。人権問題に関する啓発や職員研修等に要する費用を支出いたしております。街頭での啓発や人権に関する講演会を開催するなど人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協の研修を初め各種人権研修に参加をいたしました。

次に、同じページの第７目 あゆみの家管理運営費でございます。あゆみの家の維持管理に要する費用を支出しております。

次に、８７ページでございます。８７ページから９２ページにかけましての第８目 障害福祉費でございます。障害者総合支援法に基づくサービスを初めとする障害者への各種福祉サービスの提供、障害者団体への補助等に要する費用について支出をいたしました。

８７ページのからの社会参加の促進・支援でございます。各種障害者福祉団体の活動支援として、各障害者団体に対する補助を行い、その活動を支援いたしました。また、手話通訳者の設置・派遣において、役場福祉課と生き生きプラザに手話通訳者を配置し、窓口において手話通訳によるコミュニケーション支援を行いました。さらに、要請に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったほか、手話奉仕員の養成で、手話奉仕員の養成講座を開催し、５人が修了いたしております。

88ページでございます。心身障害者（児）ふれあいの集いの開催及び身体障害者ふれあいの集いの開催では、普段、旅行等の機会が限られる心身障害者（児）、身体障害者に外出機会等を提供するため、それぞれのふれあいの集いを実施をいたしました。

同じページの車いす昇降用リフト付バスの運行や、89ページの障害者の移動支援では、障害者等の社会参加の促進や外出を支援するとともに、同じページの地域活動支援センターの機能強化では、障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を支援するため、地域活動支援センターに支援を行いました。また、障害者福祉計画等の策定では、平成27年度からを計画期間とする斑鳩町障害者福祉計画及び第4期斑鳩町障害福祉計画の策定を行いました。

次に、自立支援策の充実では、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な福祉サービスの提供に努めました。相談支援を初めとする地域生活支援事業を推進し、自立と社会参加の促進を図るための各種事業に取り組んだものでございます。

まず、89ページの更生医療費の給付、身体障害者（児）補装具の交付及び修理、また、90ページの重度障害者（児）日常生活用具の給付、91ページでございますが、障害者介護給付・訓練等給付費の支給など、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するとともに、90ページでございます重度心身障害者等福祉年金の支給による経済的支援、また、91ページでございます障害者相談の支援等の相談支援事業を行い、地域で生活する障害者の自立の促進や日常生活の支援を図る取り組みを進めたものでございます。

最後に、92ページでございますが、療育・保育・教育の充実では、心身の発達などについて心配のある幼児に対して療育教室を開催し、35人が参加をいたしております。

次に、93ページでございます。第9目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。いきいきの里の維持管理や運営に要する費用を支出いたしております。平成26年度の入館者は、41,905人で行いました。

次に、第10目 介護保険事業繰出費であります。法令に定める介護保険事業特別会計への繰出金でございます。介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分並びに介護保険業務に関する職員給与費及び事務費に要する所要額を支出したものでございます。

次に、94ページでございます。第11目の総合保健福祉会館管理運営費でございます。総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩の維持管理に要する費用でございます。施設管理委託料と光熱水費が主なものでございます。館全体の来館者は、84,115人で行いました。

次に、第12目の後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療制度の支援として、後期高齢者医療制度の運営に必要となる事務経費のほか、後期高齢者医療保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県及び町負担分を保険基盤安定繰出金として後期高齢者医療特別会計に繰り出し、制度の安定的な運営を支援いたしました。

また、広域連合が行う後期高齢者医療の給付等に係る費用について、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に支出をいたしております。

次に、第13目 旧老人保健医療給付費であります。予算の執行はございませんでした。

次に、95ページでございます。第14目の臨時福祉給付金給付事業費であります。平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として実施をいたしました。支給人数は、3,886人で行いました。

続いて、96ページから101ページまでの、第2項 児童福祉費でございます。

まず、96ページの第1目 児童福祉総務費でございます。職員の人件費、各種児童福祉サービス等に要する費用について支出をいたしました。

96ページの良い子育て環境づくりでは、遺児福祉年金の支給、一日里親会の実施、幼児2人同乗用自転車購入費の助成を行いました。

また、子ども・子育て支援事業計画の策定では、平成21年度に策定いたしました斑鳩町次世代育成支援行動計画（後期計画）や平成25年度保護者等を実施したニーズ調査をもとに、平成27年度から平成31年度を計画期間とする斑鳩町子ども・子育て支援事業計画を策定をいたしました。

次に、子どもの権利の保障では、要保護児童対策地域協議会の開催を初め、関係機関の連携のもと、児童虐待の早期発見と防止等に努めました。また、児童虐待対策の充実として、平成25年度から児童虐待等防止補助員4人を配置し、継続的な見守りが必要な家庭を定期的に訪問し、要保護家庭が孤立することなく、地域で気軽に相談できる環境づくりに努めました。

次に、97ページでございます。地域ぐるみの子育て支援の充実の地域子育て支援センターの運営では、生き生きプラザ斑鳩においてつどいの広場を開設するとともに、子育て支援講座や子育て相談事業など子育てに関する情報の提供等に努めました。

続きまして、98ページから99ページにかけましての第2目 保育園費でございます。保育所職員の人件費、保育所の運営、広域入所、保育所施設の維持管理等に要する費用を支出しております。

98ページの良好な子育て環境づくりの保育体制の充実でございます。2つの町立保育所における平成27年3月1日現在の入所児童数は、たつた保育園が135人、あわ保育園が229人であり、合計は364人でございます。通常の保育以外に、長時間保育や延長保育を実施するほか、緊急時等への対応として、あわ保育園において一時預かりを実施をいたしております。

99ページの広域入所の充実でございます。保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応するため、他市町村の保育所への広域入所を実施いたしております。平成27年3月1日現在の委託児童数は、10市町・21保育所に107人を委託しております。また、民間保育園の開所支援では、保育需要の高まりとともに、特定教育・保育施設に係る保育の施設の確保策として、町内における民間保育所の整備について支援をいたしております。

続いて、100ページでございます。第3目の学童保育運営費でございます。学童保育室の指導員の賃金や施設の維持管理に要する費用が主なものでございます。平成26年度は、3学童保育室で248人が利用いたしております。

続いて、第4目 児童手当支給事業費であります。児童手当の支給に要する費用を支出しております。児童手当の受給者数は、2,205人でございます。

続きまして、101ページの第5目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費であります。平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を踏まえ、子育て世帯に対する暫定的・臨時特例的な給付措置として実施をいたしております。支給児童数は、3,384人ございました。

次に、102ページでございます。第3項の災害救助費でございます。第1目の災害救助費でございますが、執行はございませんでした。

以上で、第3款 民生費に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査賜りますよう、お願いをいたします。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、成果報告書の79ページの社会福祉協議会との連携のどこ

ろなんですけども、今後いろいろ進めていきます地域の事業ですね、それに向けて町のほうからも職員さんが出向していただいたりというのが、今年度の状況がありますけども、ちょっと今、体制がどうなっているのかということについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。現在の社会福祉協議会の体制というご質問でございますけれども、現在、社会福祉協議会の本体といたしましては、事務局長が、包括支援センターの主任ケアマネとも重なっておりますので、0.5ということで計算させていただきますと、8.5人、27年度につきましては、正職6.5名と臨時のほうは2名で8.5名ということになります。

包括支援センターのほうですけれども、こちらのほうが、正職が2.5名と臨時職が4名ということで6.5名、合わせて15名の職員数となっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 25年度も、これ、決算委員会の中で体制のことを聞かれていまして、そのときも正職7人と臨職2人と。それでずっとこういう体制できているのかなというふうには思いますけども、今、社協のほうで、丘陵地のワンボックスカーを走らせていただいていると思いますけども、あれは全部社協の職員さんで運行されているんですよ。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 特に日常の業務等に支障っていうのは出ていないですか。社協のことなので、どこまでつかんであるかっていうのは。

○坂口委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 今、火曜日と金曜日と日曜日という形で運行しております。これは職員、当然交代で、社協の職員が交代で運行を行っているということの中で、その分、例えば日曜日出た分については、時間外勤務で支給するとかですね、あるいは代休で与えるという形はとっておりますけれども、それ以外の業務については、今の職員の中で、体制の中でこなしているということで、支障はないということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 社協につきましては、やはり小地域福祉会との関係とか、いろいろやっぱり今後の高齢化社会の中で役割っていうのは非常に重要になってくると思いますので、今、

日常業務等について支障はないということですので安心はしましたけども、町のほうとしてもですね、やはり社協の運営状況についても、個々に把握もしてはると思いますけども、適宜またご報告もいただけるようお願いをしておきたいと思います。

そうしましたら、続きまして、成果報告書の80ページですけども、災害時要援護者の把握ということで、これ、費用はゼロ円となっていますけども、これ、一般質問でも取り上げられていましたけども、ちょっと聞いていてよくわからなかったので確認したいんですけども、町として災害時の要援護者の把握している数っていうのは、今、何人になっているんでしょうかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 現在、町として把握している数といたしまして、4,537名でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 リストとして登録をするのに、同意を得ているか、いないかということで、その数が何か、町が把握している数かのようにちょっと聞こえましたが、実際にはそういう形で把握して、更新をされていくということで、これにつきましては、災害時に活用するということについて、今後どういう形で活用するかというのを協議していくという段階なのかなというふうに理解していいのかなと思うんですけども、そのことを確認させてもらえますか。

○坂口委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 ただいま課長が申しあげた数は、一応、町が把握している数ということでございます。その中で、本人さんが、同意をとっているというのは、災害時に地域に情報を流してもいいですよという方について、災害が起こったときに、その方の支援をしてくださいということで地域に情報を流すということになっておりますので、名簿については、当然こちらのほうで、名簿というか、その要援護者の方の状況というのはこちらのほうで、状況というか名簿はこちらのほうで保管しておりますけど、情報を出すのは、災害時に情報を出していくのが同意を得た方のみということになっておりますので、対象者としては把握はしているという状況でございます。

これについても、今、地域防災計画の見直しをやっておりますので、その中で、要援護者の要件ですね、この方は要援護者ですよという要件をきっちり定めて、その方について、災害時、平常時、情報を出すのかどうかというのも、もちろん決めていかなあきません。どういう形で出していくのかということも考えていかなあきませんし、どうい

う情報の管理をしていくのかということも、当然、これから地域防災計画を策定していく中で決めていくというようにしておりますので、今現在は、災害時に情報を出してもいいですよという方についてのみ情報としては把握しているというか、把握しているという言い方おかしいですね、情報としては把握しているんですけど、そういう方については情報を出してって聞いていると、災害起こったときには支援していくかどうかというのを決めていくということでございますので、これからまた地域防災計画をつくっていく上で、その詳細についてはこれから決めていくということになっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 やっぱり、情報を出して地域の協力を得られる方については、こちらのほうで助けていただける状況つくれますけども、そうでない方についても、やっぱり町として、何らかの手を打っていくということは必要かなと思いますので、一遍に全部の方に手が届くかっていうと、それは難しい、災害時ですのでね、難しいことはわかりますけども、だから、地域防災計画でその辺はやっぱり今後はっきりさせていくということで、そういう意味でもきちっと整理をしていただいて、ご提示をいただきたいと思いますので、要望しておきます。

そうしましたら、続きましてですね、81ページの高齢者優待券の交付のところですけども、26年度から種類をふやしていただきまして、実績としてはこういうふうに示していただいていますけども、これ、対象者が何人で、率としてはどれぐらいになっているのか、教えてもらえますかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。平成26年度の高齢者優待券の交付の対象者ですけれども、5,684名でありましたので、うち3,691名に交付をしておりますので、64.9%の交付率となっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 当初予算で見込んでいた率と比べると、どうなるんでしょうかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。当初予算に対してということでございますけれども、執行率といたしましては92.2%ということで、ほぼ予算見込み近くが出て、交付をしましたっていう状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それなら、ほとんど想定したとおりに支給をされているのかなということで

すけども、率で言うと、I C O C Aなんかはもうちょっと目標枚数高かったんじゃないかなというふうに思うんですけども、今、資料、手持ちになれば、また調べたあとで教えていただけますかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 すみません、I C O C Aの当初見込んでいた数につきましては、後ほどまた資料のほうをお示しさせていただきます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 種類ふやしていただいて、利用率も高くなっているという認識は持っていますので、これについては非常にいいことかなというふうには理解はしています。

その中でですね、いきいきの里の入館券ですね、これについては、26年度の予算の審査のときに、一応金券やということで、その扱いについて、今後また検討してほしいと。今、お渡しして、入館していただく中で、人数についてはカウントされているけども、今、収入という形にはしていないと。そうすると、いきいきの里のコストを見るときにそれが影響するんじゃないかということで議論があって、検討を求めておられたんですけども、それは今、決算の段階では検討はされたんでしょうかね。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午後2時37分 休憩)

(午後2時38分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 26年度の当初予算のときに、先ほど木澤委員がおっしゃいましたご質問のほうをお受けしたんですけども、会計上、そのような方法ですることも別段問題ないということであったので、そういったところから、このまま引き続き行っていきたいというふうに考えているところです。

検討した結果、このままでも構わないという結論に至りました。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 私がした質問ではない、当初の予算の段階で出ていた質問で、気になったのでお尋ねをしたんですけども、そうすると、収入としては、今、カウントしてないということで、コストの点で言うと、そうすると非常にかかってしまうということになるかなと思うんですけども、そこはどう理解したらよろしいでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長　そういったコスト面、いわゆるどれだけかかっているのかっていうことはね、1人当たりに直しますと、いわゆる歳出の部分というのは、ふえればふえるほど1人当たりの部分が少なくなってくると。前の代表監査もおっしゃっていましたが、ですけども、そういった収益を生まない施設については、やはりどんどん、どんどん利用者の方をふやして行って、1人当たりのいわゆるコストを下げることも一つの目標ではないかというふうにおっしゃってましたので、そのあたりで理解しているところでございます。

○坂口委員長　木澤委員。

○木澤委員　一定そうした、確かに監査委員さんも指摘をされてましたので、住民の方に利用していただくことで利益を得るものではないというものですので、そうした形でコストも下がっていくよという考え方で運営をされているというふうには、では、理解しておきます。

そうしましたら、次にですね、86ページのあゆみの家の維持管理なんですけども、これ、もう今は利用されていない、あゆみの家の方は移られて利用されていないということですが、維持管理費ということで40万807円かかっているんですけども、これはどういったものにかかっているのでしょうか。

○坂口委員長　中原福祉課長。

○中原福祉課長　失礼いたします。26年度のあゆみの家の維持管理に係るこの費用でございますけれども、ことしの1月31日まで、あゆみの家の方がこちらのほうで活動等されておりましたので、それまでの間ですね、警備保障委託料でありますとか、消防設備保守点検業務委託料でありますとか、浄化槽等の点検のための維持管理料となっております。

○坂口委員長　木澤委員。

○木澤委員　そうしますと、その後は、維持管理費としてはこんなにかかっていないということに理解したらいいんですかね。

○坂口委員長　面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長　平成27年4月1日から、普通財産として企画財政課のほうで管理をさせていただいております。平成26年度と27年度の経費を比べてみますと、これまで使用者の方が支払っていただきました光熱水費の部分なんですけども、そういった部分が、役場のほうの管理になりましたので、そういった部分での経費がかかってまいります。ただ、警備保障につきましては、現在、切らせていただいている段階なので、

それらを差し引きますと、若干ではございますが、費用のほうは増加しているという部分がございます、年間、今、50万6,000円の予算を計上させていただいているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっとよくわからないんですけども、1月31日まで利用されていて、そのあと行政財産から普通財産に移った段階で、もう利用はされていないんですよ。それでもやっぱりそれだけ、逆に高くなってしまっているんですけども、何でそんなに維持管理費がかかるのかなというのが、純粹に疑問に思うんですけども。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 すみません、いわゆる電気代というのがございまして、その基本料金の部分を払っていかねばならないと。使用する、使用しないにかかわらず、電気代の基本料金については、まだ電気、通電しておりますので、そういった部分で支払っております、これにつきましては、今まで、借りておられたあゆみの家のほうが、その運営の中で、自分らが使っている分ということで払っておられましたので、その部分に係る電気料が上がっているということで、全体としては上がっていると。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 例えば、今もう使ってはらへんのやったら、電気もとめてしまうということで、次、だから、どういう、潰すのか、あのまま買取はしないでしょうけども、いうのが決まるまでは、維持管理費っていうのは発生しないのかなと思ったんですけども、その考え方っていうんですかね、は、どう理解したらいいんでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 今現在、建物の中に、若干、役場の、いわゆる倉庫って言うたらおかしいんですけど、物品を入れております。そういった関係上、電気のほうは通したまま、あるいは必要最小限の消防設備に係るものも通電をさせたままでおりますので、電気はとめることがなかなかできないということで、ただいまそういったものについても役場のほうで払っているということでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 倉庫として、災害時への対応も含めて、要は活用しているというふうに理解したらいいんですね、そうしたら。使っていないんじゃないかと、使っていると。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 現在、建物自体は倉庫として、今現在使っているということです。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。

そうしましたら、すみません、98ページの保育園費のところなんですけども、これちょっと、住民さんから声があったので対応を求めておきたいと思うんですけども、この間、保育園がいっぱいになってきていて、育児休暇中の場合は、2歳以下の第2子のお子さんについては家で見てくださいねというふうにされているのかなというふうに思うんですけども、その際に、お母さんが急に入院してしまったというケースですね、それについては緊急保育で対応できるのかなというふうに思うんですが、それをまず聞かせてもらえますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 今、木澤委員のおっしゃられましたとおり、そういった場合には一時預かりということで、緊急的に保育が必要となりますので受け入れるということでやっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 その緊急保育、一時預かりの際のその手続きってというのは、以前にも質問があったかと思うんですけども、簡素化されているのか、結構な手続きが必要なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 一時預かりの場合の申請の手続きですけれども、基本、その、例えば病気の方でありますとか、そういった方の診断書を申請書に添付していただく形でこちらとしては保育の必要性等を判断し、受け入れするか、しないかということ判断させていただくことになっております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、診断書を添付するっていう手もあるけども、あと、その書類等について、何かどこからまた別に必要なものを持ってくるっていう、そういう手続き等は必要ないということですね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 その一時預かりの理由にもよってくると思うんですけども、今、病院とか、入院とかのことがほとんどの、9割以上のケースがそうっておりますので、その場合は診断書で、添付資料としては付けていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 申し込むところまではいっていないんですけども、その前段ですね、お母さんが入院をされて、そのときに、保育士さんが説明をしてくれはったんやと思うんですけども、ただ、原則としては受け入れできませんと。ただ、こういう制度もありますよって言うことは言うてくれはったんですけども、私のほうとしては、できたら、こういう制度もありますので、申し込みしてもうたらお預かりできますよっていう形で説明をしていただけないかなと。それをお聞きしはった人がですね、何かもう、受け入れできないのが原則やっていうのがばあんと受けとめられたみたいで、やっぱりそうした点について、ちょっと苦情を申し込まれたので、両園ともですね、ちょっと厳しいこと言いますけども、保護者の方にやっぱり丁寧に説明していただくようお願いをしておきたいと思います。

○坂口委員長 中原課長。

○中原福祉課長 今、委員のおっしゃられた事項につきましては、丁寧に説明していくことが必要だと思いますので、そのあたり、両園にも指導等していきたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、いっぱい言うて。100ページのところの放課後児童対策の充実のところなんですけども、この間、学童保育の入所申し込みがふえているということで、今後の対応については、これまでも一般質問で取り上げてきましたけども、来年度に向けてですね、その後、検討のほうはどうなっているのかっていうのと、あと、指導員さんも基準はクリアはされているんでしょうけども、今、もう、本当に子どもたちがいっぱいになってしまっていて、なかなか目の行き届くような体制になっていないんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点で言いますと、基本的に人にふやしていただくっていうのが一番の対策なんですけども、そんな中で、指導員さんの体制ですね、以前からも、これも現場のほうで責任者を置いていただく体制についても議論してきましたし、過去に一般質問で、補助員さんの配置についても、一定、議論してきた経過がありますので、今そうした、これまでの議論を踏まえて、今後の対策ということではどういう検討をされているのか、どういう段階にあるのかっていうのを、確認はさせていただきたいと思うんです。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 いろいろとそういう関係等についてですね、一番問題は、申し込みはされるわけなんですけども、やっぱり延べ人数ちゅうのか、そういうことで、結局、その日行ったら、結局人数が、50人やったら40人しか来ていないとか、それはもういろいろと不

安定やと。土曜日やったらもう来ないというようなときもありますし。そういうことをやっぱり十分把握をして、そしてやっぱり今の指導員がどういう状態であるのかということも十分把握しなかったらですね、なかなかこれ、難しいと思いますから、やっぱり担当の者と現場と、十分意思の疎通を図って、やっぱり28年度中にもう一度検討して、それで29年度ぐらいに結果を出していきたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今までは、27年度、今年度中に検討して、方向性を決めるというふうに聞いていましたけども、もう1年かかるということですかね、町長のお答えでしたら。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 先ほどから申しあげましたように、やっぱりその延べ人数というのか、申し込みは多いんですよ。もう学童保育行きなさい、行きなさいというということで、もう何ぼでも申し込みは出てくると。ただ、行かれても、私、現場へ行きますと、いや、もう家へ帰りたいねんと。せやけど、お母さんはもう学童保育行けど、こうおっしゃるといふ子どもさんもおられますし、やっぱりそういうことの実態を十分まだ27年度等、検討しながらですね、実際、きょうは何人来られるのか、そういうものの把握を十分していかなかったら、指導員との関係等、いろいろとございますからですね、そういうことも十分やっぱり精査をしながらやっていきたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今でもいっぱいになっていて、これ以上の受け入れができないという中で、次の対策、対応が1年延びてしまうっていうのは、保護者にとったら辛いかなというふうには思いますので、そのところも何らかの対策ができないのかなということも含めてですね、町としてはきちっとした方向性は出していきたいというふうに思いますので、きちっとした整理はしていただきたいと思うんですが、今、町長のほうから答弁をお聞きして、そのところの対策も町のほうとしては検討していただきたいというふうに思います。

それとですね、この26年度、予算の段階で、学童保育の時間延長について、修正も組ませていただいて、提案もさせていただきましたが、これについて、町長、その考え方っていうのは、それ以降変わっていないですか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 変わっていないちゅうよりも、私はやっぱりできる限り6時半に帰っていただいてですね、やっぱりご飯を、食事を一緒にするという体制づくりをしていかなか

ったら。いつも申しあげますように、6時半であっても、やっぱり6時45分に迎えに来はるんです。そうしたら、やっぱりその指導員は、待ってないからです。そうしたら、これ、7時にしたら、また7時15分ぐらいに来られたかて、結局また、これ、何ぼでもこう、時間延長になっていきます。

私はやっぱりその6時半ちゅうのは、精いっぱい、これ、努力をしてきたと思っておりますし、やっぱりこういうことも踏まえてですね、十分そういうことを考えていかなかったら、私はやっぱり、昼間はこの学校で給食をされるけども、夜になったらもう不安定ですね、食事をいつするのかわからない。お母さんがやっぱりもう帰ってきて食事つくるわけですから、そういうことを踏まえたらですね、親子のそういう接触ちゅうのが十分大事だろうと。

その子どもさんがもう高学年を迎えたら、やっぱり塾行かれると。塾行かれたら、もう食事は何時になるかわからない。やっぱりそういうことも今、踏まえてですね、十分そういう環境をですね、やっぱり6時半までというのはもう精いっぱい、これ、努力やと私は思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 ずっとしてきた議論で平行線なんですけども、だから、その時間までに来られる人はいいんですけども、来られない人の対策を求めているんであって、だから、町長がお考えの、子どもと一緒に親が過ごす時間をつくろうと思うと、別の形で何か対策をするということが必要だというふうに思うんです。私はそれをこの学童保育の6時半までの運営っていうことに当てはめて考えるというのは、ちょっと対策としてはずれていないんじゃないかなというふうに思いますので、また平行線になるとあきませんから、この辺にしておきます。

ごめんなさい、続けて、103ページのところですね、医師会との連携ということで金額もあげていただいていますけども、これについてはどういう形で図られている。

(「衛生費や」と呼ぶ者あり)

○木澤委員 すみません。

そうしましたら、すみません、またシルバーさんへの発注の事業の関係なんですけども、福祉課のほうで発注されているのは保育園と憩の家、あと、ふれあい交流センターとか、あゆみの家の剪定作業などが発注されていますけども、これも午前中に財政課長のほうで答弁していただいた単価で計算されているということなのか、またこれは別になるんですかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 失礼いたします。福祉課のほうからシルバー人材センターに委託等しております、今、申されました、たつた保育園の植木剪定業務でありますとか、老人憩の家植木剪定業務、ふれあい交流センターの植木剪定・草刈り業務等がありますけれども、こちらにつきましては、このたつた保育園の両園につきまして、単価といたしますか、その木の種類とか、本数等違いますので、それぞれに見積もっていただいている状況です。だから、平米でありますとか、そういった形の単価設定はしておりません。

老人憩の家も、同じく、単価というものをいわずですね、見積もりをいただいて、それを、金額を見させていただいているということでございます。

ふれあい交流センターにつきましては、この植木の剪定部分は、この憩の家とたつた、あわと同じくして、単価が基本的にはありません。ただ、この草刈り業務につきましては、1,984平米でございますので、金額に割り戻しますと、43円、単価という形に、数字的にはなる状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、ふれあい交流センターのやつは平米に戻すと43円になっているということですが、それ以外のところですね、保育園のところでは言いますと、これ、年1回実施ということで年間の契約金額出させていただいてはいますが、これは、何時間で、何人ってということで町としては見てはるんでしょうかね。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 こちらの剪定業務等につきましては、こちらのほうから何人、何時間というのは指定しておりませんので、この植栽等ですね、木とかを剪定をしていただきたいという業務に関しまして見積もりいただいておりますので、その辺の設定はさせていただいていないところがございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、その金額が妥当かどうかという検証はどういうふうに行われているんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 一応ですね、その業務の内容といたしまして、剪定・収集・運搬業務と、消毒業務とか、肥料の施肥の業務とかに分かれております。このそれぞれにおいてですね、例えば、消毒であれば4,330円という単価の、単価といたしますか金額を提示させていただいていて、肥料のほうも、たつたの分であれば3,815円という金額とか、

そういったふうにそれぞれの業務でいただいております、ほかの業務等と比較する中で、その妥当性等を見ておるところでございます。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員が質問されていますけども、私は、こういう木とかそういうものについてはですね、もともと地元業者とか、そういう剪定の関係がおられたんです。ただやっぱりシルバー人材さんが、そういうところも我々やらせてくれというお願いをされた中で、いろいろと議員さんの中にですね、やっぱり雇ったらええやないかという方もあるし。

ただ問題は、今、この木とかいうやつで、落ちてけがをされるというのが多いんです。というのはやっぱり高齢ですから、やっぱり不安定ですから、上がったときにぱっと倒れるとか、そういうことも踏まえてですね、できるだけやっぱり木の関係等については、私はやっぱり専門的な業者にやっていただくと、そういうことが、これ、刈ったらええというだけでなしに、やっぱりあと、枯れてくるとかいう問題もありますですしね、そこらを十分検討していかんと。

草刈りの問題は、もう43円ということで財政課長が申していますようにですね、そういうことも踏まえて、やっぱり一番問題は、これも今、草刈り業務も、今、シルバー人材さんが300人ほどしかおられませんから、この草刈りも、あるいはもうこういう剪定の関係も、人材がもう足らなくなってくると私は思います。だから、そういうことも十分考えていかなかったら、シルバーや、シルバーやて言うて、一生懸命我々は協力をしますけども、やっぱりそこらのことも十分考えていかんと、値段がどうであるのかということよりも、やっぱりうちのほうから建設物価等に関してですね、業者に草刈りを発注するときも、大体平米43円ということで出ていますからですね、そういうことを踏まえてですね、これからやっぱり、なおシルバーを育てていこうと思えば、そういうことも十分。ただ仕事、仕事ということじゃなしに、我々でもできる限りやっぱり町の協力というのはあるんです。

ただ、やっぱりシルバーさんもいろいろとあるけれども、やっぱり事業が減ってきているんです。万代とか今までやっていた。万代はもう断られたし、法隆寺カントリー倶楽部も、もう今、民間が買いましたから、外国の資本が買いましたからですね、今、もうシルバーは雇っていないということもございますから、いろいろなことをやっぱり考えていったら、できる限り、今現在おられるシルバーのメンバー、そしてまた会員をふやしていく努力をしようと思ったら、やっぱりできる限り皆さん方が中でまとめていか

なかったら、なかなかいかないと思いますので、これからやっぱり十分そういうことも踏まえて検討しなかったら。

やっぱりシルバー、今、一番私が心配するのは、今、その300人前後しかおられない。やっぱり当初は380人から400人ぐらいおられたんです。そういうことを考えますと、できるだけそういう点については町としても協力はしていくけども、やっぱりそういうことも踏まえてですね、何でもかでも。私の、まあ言うたら同級生でも、草刈り行きまんねけども、夏の暑いときは、もうとつてもそれはできませんと。もうそれは悪いですけど、やっぱり1時間もとてもそこに座って草刈りをせい言うたかてできませんけども、シルバー行っていますよとおっしゃっていますけども。やっぱりそういういろいろな方々がおられると思いますので、十分そういうことも検討しながらですね、我々としては進めていきたいと思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 商工費のところではシルバーの項目があるので、そこで集中的にちょっと議論させてもらおうかなと思っていましたけども、今、町長、考え方を述べていただきましたんですが、ちょっと私の求めていることに対しての答えになっていないのかなと。一般質問でもああいう形でさせていただきましたけども、今、シルバーさんを守って育てていこうというふうに思うと、シルバーさんから要求されているのは、事業数をふやしてほしいっていうのと、単価の引き上げをしてほしいということだと思っております。今、町長おっしゃったのは、シルバーさん、それ、受け切れないんじゃないかっていうことをおっしゃいましたけど、シルバーさん、そんなことをおっしゃっていないと思うんです。逆にもっと欲しいということをおっしゃってまして、それに対して町長が応えてくれるのかどうかということをおしは確認をさせていただきたいなと思ったんですけども、だから、守って育てますよということと、ちょっと今、食い違っているんじゃないかなと思うんですけども。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員さんは、シルバーさんの方のご意見を聞かれています。私はやっぱりそういう点では、なぜシルバーが、これだけやっぱり65歳以上の方が8,000人近くおられる中で、1割もおられないと。そういう環境をもっとやっぱり皆さんに広げていただかないといけない。そして、やっぱりこのシルバーの中でいろいろと議論のある役員さんの関係等についても、いろいろとそういう問題が出てくるわけですからね。そういうことをやっぱりちゃんとしていただかなかったら、我々としても、そういうこ

とがなかなかできない。

ただ、一方的に木澤委員はそういうことを、シルバーからそういうことを聞かれるだけであって、我々としても、ほかへ行っても、シルバー人材の方々が、仮に名古屋でもどこかへ行ったら、やっぱり名古屋城の、まあ言うたら切符をやっていますよと。それは1時間500円か600円ほどもうていますよというぐらいのことをおっしゃるわけです。それで、やっぱりその市が、あるいは国から補助金もらった同額の金額を出しているわけですね。斑鳩町は、今、730万のやつを830万か、議会の皆さんと相談してですよ、やっぱり830万ぐらいさせていただいたらどうですかということで、皆さんにご納得いただいて、100万ほどアップしているわけですね。

そしてまだ、その館にしても、そういう関係も、ワークプラザっちゅうことで、これも私、質問に答えましたけど、2,000万ということで、結局2分の1は補助金でしている、国の補助金です。ただ、建設した中で、1,600万ほどですから、国は800万しかくれていないんです。うちは1,200万ほど出しているんです。やっぱりそういうところを考えていただいたら、全てはうまくいけば、これ、1,000万もらえますと言うているけども。ただ、あの場所の提供についても、当初はシルバー人材は反対されたんですよ、わしら要らんねんと。要らんねんとおっしゃられたら、もうそれはよろしいやないかと。せやけど、もう年度はこれで切りますよという中で、8月の最終に私は、決断を向こうがされたから、それで向こうから設計と、それからもうそういうことでまとまって、非常にそういうワークプラザというので、今、あそこに、保育所の下にできたわけでございます。当初はそれは保育所のところと言うたら、マンホールがあったもんやから、それはできないということで、そして下へくだってきたんですけども、そういうことも踏まえてですね、やっぱりこれだけ町としても、皆さん方議員さんも、非常に努力しているんですよ。

昔かって、これ、枝葉剪定の関係も、結局、その機械を買うてきたらええって、機械を買いましょうかと言うたら、音が鳴るということで、なかなかうんと言うてくれないんですよ、地元の方々が。そういうやっぱり梨とかいろいろな木の関係等についても、そういう剪定をする中で、それを機械でしましようとかいうようなことも、十分相談してきたんですよ。

だからやっぱり歴代のその会長さん、山崎吉平さんとかいろいろな関係のですね、三船さんとか、今また島田さんとかなくなっておられますけども、やっぱりそういう点では、町と十分連携を密にせんと、ただ自分のところのシルバー人材だけで役員を決めてしま

おうっていうのか、そういうことになってしまいますからね。だからやっぱりそれはいろいろとそれは事情あると思います。だからやっぱりその山崎吉平さんがつくられたこのシルバー人材というのは、私は初代の会長は偉かったと思います。それを今、受けてやっておられるわけですから。

それはもう考えたらね、何年か前は、それは1,000万ぐらい国の補助金あったんです。町は1,000万ですから、2,000万あったんですよ。それがもう民主党の事業仕分けによって、悪いけども。笑わんでよろしいよ、何も今ね。本当にこれ、言うたら削られたんですから。

せやから、このシルバー人材ちゅうものは、なぜできたのかということは、やっぱり高齢者に対して健康管理をするために、週2回でも働いてもうたらええやないかということで出てきたわけですから。ただ問題は、特定にもそこで1週間も2週間も勤務されるから、問題起こってくるんですよ。民間やとか、週2回やとか、3日とか、あるでしょう。その中で、それを、もう言うたらそこへずっといてはるから、そうしたらやっぱりその人、独占なるやないかと、こうなってきますから。そこらのことの事情も十分考えていかなかったら、やっぱりシルバーということは、これからどことも難しいと思います。

だから、奈良県シルバー人材協会も、非常に大変です。うちの局長が、宇田っていう局長が、県のシルバー人材センターの事務局長になっているんですよ。そういう事情も十分考えながら、我々と相談させてもうて、いろいろと今、事情はやっぱりその、奈良市のところで事務所があったやつを広陵町へ変わっていますけども、それはやっぱり事務所が高いから広陵町へ変わってですね、やっていますけども。そこらのことも十分配慮しながら、私はやっぱりこのシルバー人材というのは、もう少しやっぱり皆さん方と十分議論しなかったら。

ただ上の人らは、金が安いとかいうようなことをおっしゃるけども、やっぱり働いてもらう、会員さんをふやしていく努力を私はしてほしいと。やっぱりせっかくこうして皆さん方から、税金を皆さんこうしてやっているわけですから、せめて1,000人ぐらいは、まあ言うたら、いてほしいわけですね。それがもう今、300人ですから。そこらのことを私はやっぱり申しあげているわけですから。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 シルバーさんについては、一般質問でも申しあげましたように、議会として懇談会をお受けして、その中でいろいろおっしゃったわけで、私が個々に、勝手に聞き

取りに行っているわけではないんです。

町長、シルバーさん守りたい、育てたいということの思いはすごいわかるんですけども、ただ、シルバーさんとしても、今ね、会員さんがふえないと。それで、事業の受注も減ってきているという中で、どうしたらいいかっていう。それは、それぞれ独自で努力されていると思いますし、今までは事務局のほうで受け付けもして、仕事を配分していたのを、それぞれのグループで受け付けもしてもらって、そういう改善をしていこうということで、シルバーさんの中でもそういう努力が始まっているっていうのを、私、お聞きもしたんですけども、ただ、そんな中でも、やっぱり会員さんが受け取る配分金が、近隣と比べても低いと。雇用契約ではないですけども、請負契約ですけども、やっぱり単価を見せていただくと、最賃を切っているような状況やと。

そんな状況の中で、会員さん自身からも声聞いていますし、その会員さんがまた運営の事務局、役員さんに対してもその不満をぶつける中で、シルバーでもめているという状況があると思うんです。さらに、改革、改革っていうんですかね、努力がっていうことで、その受け付けまで自分たちでやるっていうことになると、仕事がふえるわけじゃないですか。より仕事はふえるけども、やっぱり配分金が低いっていうことやと、そういう話がやっぱり広まると、会員さんがどんどん減っていくっていう事態に私はつながると思うんです。

ですので、町長、シルバーの努力ももちろん求めることは必要だと思いますけども、でも今、町が出している補助金に対して、例えばこれ、監査受けて、何かお金、内部留保金がだんだんたまっていっているよとか、そういう指摘があるかということ、別にそうじゃない。今の補助金の中で運営はされているけども、しかも適切に執行されていて、それでもやっぱり財政が厳しいっていう中で、町としてもどういうことができるのかという点で総合的に見て、私は、せめて近隣並みの単価で町が発注をされるという方法があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。そこを町長にご判断を求めたいと思うんですけども。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 だから先ほどから申しあげますように、この草刈りについても、平米43円ということは、近隣がどうであろうが、私のほうの43円ということで、やっぱりシルバー人材さんもそうして妥協しているわけですから。上げてくれと言うたら、やっぱりそういう中では、町も財政的にやっぱりいろいろな問題があるわけですから。そこらのことも十分考えていかんと、やっぱり木澤委員がおっしゃるように、必ず上げたってく

れと。それは当然、上げられたら一番よろしいやんか。だけどやっぱり実情ちゅういうものを踏まえた中で、私は精いっぱい努力するというのは、これだけの草刈り業務をシルバー人材に発注しているわけですよんか。そういうことを十分考えていかなかったら、これ、シルバーさんに行って、そして民間の方がまたこれ、草刈りでも申し込まれて、結局、人がいまへんねんと、こうなったときに、何やと、こうなってきますし、やっぱりそこらのことを十分やっぱり聞いていただいてね、ただ、料金を上げるとか、上げないの問題よりも、結局そういうところに皆さん方の負担がかからないようにせんと、我々にしたかてやっぱりこれ。

広報にしたって、ポスティングしたというのは、私はシルバー人材に任せたんですから。だからそれは別の会社も、それはそういう会社もありますけども、やっぱりシルバーさんに任そうということで、シルバーさんに任せているわけですから。そういうことも踏まえてですね、できるだけ町としても、職員はシルバーさんに対していろいろと協力を求めるわけですから、できる限り皆さんと一生懸命取り組んでいるわけですから、だから、その話の中で、結局、料金はこうこうでよろしいですかということで、それは言えば何ぼでもそれはそうですわ。手数料は手数料でもらわないかんと。だけど、町がやっぱりこれだけの補助金を出してやっている中で、やっぱり請求される手数料っちゅうのは、やっぱりそれ、750円で仮に一般の方にされても、結局10%で800何ぼ払うわけですから。そうでしょう。

その方は750円って、これ、今、どこの、これ、皆さん、案内所を見たかてですよ、万代でも1時間750円から、ここの富乃里さんでも今、これからシーズンなりますから、募集きたら720円、2か月間は720円、そしてその後は750円とか、必ず書いていますよ。だから、連合さんが今、思っているのは、この中和幹線の、中和で750円が基本なんです、今。ただ、今、問題は、やっぱり今、最低賃金が上がっていますけども、そういうことも踏まえた中で、やっぱり我々としてもいろいろな情報を聞きながら、できるだけ皆さん方に納得いただくようにやっていきたいと思っております。やっぱり長続きしようと思ったらそういうこともしていかなかったら、私はやっぱり続かないと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 だから、今、町長、言うたら相場が750円やと。先ほどシルバーさんの単価をお聞きすると、それよりも大分低いですよ。それに対して、何回も言いますが、雇用契約でもないですけども、せめて最賃を割らないぐらいまで引き上げるとか。

近隣で言うと、草刈り、除草で言いますと、平群町さんで聞くと、1,030円プラス10%の手数料やと、で町が発注されているんですね。三郷さんでも、820円プラス10%と。斑鳩町の場合は、707円ですね。そこから10%の手数料をプラスするどころか、逆にその707円の中から7%の手数料を事務局が、ていうかシルバーさんの本体のほうに入れて、それがまた配分金として会員さんのところに行くということであると、やっぱり近隣よりも低いですね。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 こんなことを申しあげたらもう大変ですけども、やっぱり平群町とか、三郷町とか。平群の場合はね、結局、斑鳩のシルバー人材が何で平群へ行くかと、私はもう総会でも何遍も言うたんですよ。結局、小菊をやっている中で、小菊の関係等に行つてですね、結局やっぱり除去せんならんのは薬ですから、なかなか平群町にシルバー人材ありながら、平群のほうに雇わないんですよ。だから、そういう実情を考えなかったら、私はいけないと言うんですよ。だから、それをまた斑鳩町に、小菊の関係のところを、遊休地をそれを、うち使ってくれたらええわとなったときに出てくるのは、朝6時ごろ、薬まくわけですよ。通学する子どもさんが、必ずそういう問題が起こってくるんですよ。

だから、何もこういうやっぱり生駒郡の中でも、そういう値段的な問題あるけども、考えていただかないかんのは、小菊とかそういう除草する場合は、それは1,000円ぐらいかかりますよ。それはきついですから。だからそういう、やっぱり農薬ですからね。それを小菊をやっぱりその虫を殺すわけですから、そこへ行くわけですから。そういうことを考えたらやっぱり木澤さんね、それはいろいろと実情を考えていかなかったら。ただ1,030円ということをおっしゃるけども、私は小菊のそういう除去、除草っちゅうのは、非常にできない。それ、斑鳩のシルバーから行くんですよ。私、もう何遍も言うたんです。なぜ斑鳩から、何で平群の仕事をしに行くんですかと。そうしたら、必ず夏になったらもう、体がもう汗かいて大変なんですとて、その奥さんがおっしゃるもんやから、そら大変やろと。だから、それはかなり厳しいと思います。

だから、そういう実情をやっぱり知っていただいて、それはおっしゃっていただいたら。それは1,030円出しても、なかなかそれは行かれないと思います、本当に。そこらのことを実情を考えてやっていただかんと、ただ斑鳩町のシルバーが向こうへ行かれて、斑鳩でやっぱりその小菊の農地を貸されたときに、やっぱり一番その苦情が出てくるというのか、やっぱり通学する子どもさんの関係等については、私はやっぱり一番心配をしますからですね、そういうことも踏まえてですね、やっぱり十分そういう配慮

を考えなかったら、私はいけないと思います。

ただ高い、高いという、そういうことをね、それは何でもそれは、何か実情があるんですよ。だから、そういうことも勉強していただいて、おっしゃっていただきたいと思っています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 小菊の関係は、小菊の業者の人が直接シルバーに発注してはることを言うてはるんじゃないですか。僕は、町が発注している事業で、そういう単価でやってはるっていう。その実情を考えると今の金額になるっていうのはね、それもちよっと理屈の通らない話だなと。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 だから、おっしゃっていますようにね、結局、その国が出てくる補助金に対して、同等の額を出しとるわけですよ。だから、平成19年、20年ぐらいやったら、1,000万ですよ。国が1,000万、町が1,000万ですよ。だから、その1,000万を出している中で、やっぱり皆さん方はそうして運営していただいているわけですよ。そうしたら町が、そうしたら仕事をどうかというたら、町かてやっぱり仕事のええやつを、やっぱりいろいろな皆さん、議員さんも気使われて、そしてやっぱり斑鳩中学や南中学や、あるいはそこらのもう木もツルもやらせてくれということになってくるんですよ。

だから、そういうことを考えていったら、やっぱり仕事があるということに対する生きがいというものを考えていかなかったら、私がお金がどうかというよりも、それよりもやっぱり自分が生きがい対策として働かせていただいていると、きょうも健康で働かせていただいているということをやっぱり今、国もそういうことを思っているわけですから。だから、そういうところにやっぱり今、大きなずれがあると私は思っております。

○坂口委員長 これ、もう、やっけていてももう同じことやと思うので、ちょっと木澤委員のほうでちょっともう、終わって言うたらあれかもわからんけど、ちょっとまとめてもらえますか。

木澤委員。

○木澤委員 私は努力を求めたいので、あまりきついこと言いたくなかったんですけども、やっぱり町長からは、実情を理解してというふうにおっしゃいますけども、結局やっぱり、平均と比べても低い単価については、改善をされるっていう姿勢がね、見られない

と思うんです。

その理由についても、財政が厳しいっていうふうにおっしゃいますけども、言わせてもらいますけども、今回、町長と副町長と教育長と、特別職の給料を上げるというふうに出してきてはりますよね。財政が厳しいっていうふうにおっしゃるんでしたら、そういうところをね、やっぱり見直していくやつと違いますか。

ちょっと待ってくださいよ。直接この決算審査と関係がないので、もうこれで意見で終わっておきたいと思えますけども、私はそれは、税金の使い方としてはやっぱり誰が聞いてもおかしいというふうに思います。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員は、先ほどからも申しあげていますがね、これだけ町としても、シルバー人材にね、あれだけのワークプラザで、やっぱりあれだけの無償のものをやっぱり提供しているわけですよ。そこへまだやっぱり、毎月、毎年、それだけの補助金を出しているわけですよ。そういうことも踏まえたら、やっぱりそれは、そのお金がどうかという問題よりも、これだけやっぱり町にしたら、一生懸命やってもうているっていう感謝を持ってもらわんと。やっぱり議会の皆さん方も、これだけ皆さんやっているのにですな、ただもうその一つだけのことをとらえてですよ。

というのと、それと私は今、その報酬審議会の関係等という、その給料の関係、それはもうやっぱり何十年もずっとこう、ほっているわけですよ。だから、その報酬審議会というものを開いていただいて、そういう適正なものやっていかないかんということで、昔やったらやっぱり、まあ言うたら、もう今はいませんけども、共産党の野呂民平さんやったら、議員さんの歳費をもっと上げよと、それなのに理事者側は下げよということで、あれから、87万から80万に下がっているんですよ。だから、そういうことも踏まえたらね、今、県下の町村の歳費がどれだけあるかということで考えたら、80万ちゅうのはもうほとんど恐らくないと。それでもやっぱり報酬審議会の皆さん方は、結局町長の上げ幅というのは、1万か2万ほどしか上がっていないわけですから、議員さんの値上げ分、そういうことをやっぱり審議会として諮問されたら、やっぱりそういう議論をして、やっていくわけですから、そこらのことを言うてしまいたら、もう私は、やっぱりそれは報酬審議会というものを、これ、開けないと思います。

だから、そういうところも十分配慮して考えていかなかったら、もう我々、何遍もそういうことを言われているわけです。だから、議員さんは、安い、安いということで、もうそれは、共産党ですよ。共産党の議員さんがおっしゃっているんですよ。歳費が安

いということ。私は、昭和50年に入ったときは、9万円ですよ、歳費は。昭和50年にこの議員に当選させてもうて、報酬もうたんが9万円。そういうことも踏まえてですね、やっぱりいろいろと経過が、私はあると思うんです。

だから、大阪府みたいに退職金を廃止して、給与を今度は上げますよと。それがええのか、悪いのかということの議論はあるかと思っけていますけども、やっぱりこれはもう一つのあれやと思っけていますけども、それはいろいろと、そういうことだけ申しあげておきます。

○坂口委員長 15時40分まで休憩いたします。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

引き続き、民生費について、質問をお受けいたします。

小村委員。

○小村委員 すみません、81ページなんですけれども、先ほども質問あったんですけど、高齢者優待券の交付についての、この区分と人数は出ているんですけど、この値段の内訳ってわかりますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 各カードの利用金額ですけれども、まず、CICAにつきましては、購入金額が4,000円になります。利用者としましては、500円の保証料が引かれまして3,500円なんですけれども、奈良交通のほうから490円のプレミアムがありますので、3,990円分、ご利用できることになります。ICOCAにつきましては、役場が購入している金額が4,000円でありまして、利用金額は、そこから500円の保証料を引かまして、3,500円分となります。タクシー乗車券につきましては、100円券を35枚つけておりますので、購入金額、利用金額とも3,500円となっております。いきいきの里の入館券につきましては、200円券を20枚つけておりますので、4,000円分の利用ができることになっております。以上です。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 これも先ほどの質問あったんですけど、これがどれだけ利用しているかっていう実態調査はされてないんですかね。購入金額は出ているんですけど、そのうち、言うたら使わない人もいると思うんですけど。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 一応、交付をいたしますと、それぞれの個人の方が幾ら使っているかっていうところまでは把握ができない状況になります。

ただ、タクシー券でありますとか、いきいきの里の入館券につきましては、タクシー券は毎月の請求をいただきますし、いきいきのほうでは、当然、私ども町の施設でありますので、何枚かということのカウントできますので、人数は把握できる状況であります。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 できれば、どれだけ使っているのかっていう数字がわかれば、これが本当に適切というか、効果があるのか、本当に欲しられているのかっていうのがわかるので、できれば今後は、できたら、これだけ配っているけど、これだけ使われているというふうに数字が出していただけたらなと思います。

○坂口委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 I C O C A と C I - C A につきましては、確かに、今、中原課長言いましたように、今、交付した方がどれだけ使ったかというのは、現実的には把握はできませんけれども、この方が今度使い切るまで、次のカードを更新するということとはございません。使い切って、年度がかわったら、使い切ったカードと新しいカードを交換させてもらうということですので、確かに使っていないということで、幾らか、せつかく税金を出しているんですけども、そこでたまっているという格好にはなっているかもしれませんが、最終的に使わない限りは、新しいカードはもう交付しないということが前提になっていることで、ご了解いただきたいと思います。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 そうしたら、今、この単価、ごめんなさい、今、計算しているんですけど、今のこの単価掛ける人数を掛ければ、この、言うたら高齢者優待券交付の金額全額になるっていう形よろしいですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 はい、そのとおりでございます。ただし、いきいきの里入館券は現金が伴っておりませんので、C I - C A、I C O C A につきましては単価掛ける人数、それで、タクシー乗車券につきましては、実際利用された金額だけが町のほうに請求されますので、ここだけは掛けても金額は合わないという形になります。

○坂口委員長 ほか、ございますか。

奥村委員。

○奥村委員 97ページの地域ぐるみの子育て支援の充実っていうところなんですけれども、この子どものショートステイサービスの提供というところでは、お2人利用されておられますけれども、これはどの場所で、また、どのように申し込むというか、どのような状況に家族の方がなられたときに、このショートステイサービスっていうのが利用できるんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 今、ご質問いただきましたショートステイサービスの提供というところでございますけれども、こちらのサービスにつきましては、家庭での養育が一時的に困難になった児童を対象に、児童養護施設等で一定の期間、養育・保護するサービスとなっております。

その施設的には、いかるが園のほうを利用をさせていただいているところでございます。平成26年度、2件の利用がございましたけれども、この2件につきましては、母親の出産のためですね、一時的にお子様だけになってしまいますので、このサービスを利用されたという状況でございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 83ページの憩の家の件ですけれども、新人議員の視察で、西老人憩の家も回らせていただいて、見学をさせていただいたんですけれども、畳とか、わりかしこう、古い状態になっておまして、また、エアコンのほうも大分、もう何年も前の古いエアコンが使われておられまして、あまり風も来ていない、お風呂場の周りで暑い状態の中で利用者さんが座っておられたんですけれども、改修とまではいなくても、畳をかえるとか、そういう環境の改善というか、そういうことはいかがなんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 憩の家についての修繕等のご質問でございますけれども、当然、こちらの施設につきましては、住民の方、特に高齢者の方が利用されますので、適宜、備品等、エアコンに限らずですね、故障等した場合は、修繕ないし新しいのにかえていっております。

また、こちらのほうでは、憩の家運営協議会等も設けておまして、利用者の方、近隣の自治会の方等も委員さんとなっていただきまして、ご意見をいただいております。そういった修繕についてもご意見を伺ってですね、随時、新しいものにかえていっております。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 今後の計画として、どういう感じになりますでしょうか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、奥村委員がおっしゃっていただくように、もう量が古いですとやっぱりこれはかえんと、新しくなったら気持ちいいものですから、そういう配慮というのは、これはしていかなければいけないです。27年度中でもしできればそれこそもうして、やっぱりそういうクーラー等についても、故障していたら、やっぱり故障していたやつは直していくというのは、これはもう我々の責任でございますから、そういう点については努力してまいりたいと。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

平川委員。

○平川委員 79ページの社会福祉協議会との連携のところですけども、先ほど木澤委員さんも質問していただきまして、現在、本体のほうは8.5人、地域包括支援センターのほうは、正規が2.5人と臨時が4人っていうふうに伺いましたけれども、来年度、地域包括ケアが始まる場合に、町のほうにこの地域包括支援センターの機能が、町のほうに移管するというようなことを以前伺ったと思うんですけども、この、今、地域包括支援センターにいらっしゃるこの職員の方々が、そのまま町のほうにいらっしゃるんでしょうかっていうことが1点と、あと、地域包括支援センターの方というのはケアマネジャーさんが中心で、実際に地域のお年寄りの方のケアプランを作成されたりとか、地域のお年寄りの方と直接つながっておられて、状態とかをすごく詳しく知っておられる方々なので、その方々とまた違う方がなられるとなると、継続性っていうのがちょっとどうなのかなと思うんですけども、そのあたりをちょっと質問させていただきます。

○坂口委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 来年度から地域包括支援センターを、いわゆる町が直営していくという考えで進めているところでございますが、これはあくまでも、町がまた職員を採用するということです。今、社会福祉協議会のほうで雇っている職員を、もちろん臨時職員さんであれば、町の、また採用、また、臨時職員も必要になってくると思いますから、そこで申し込みをされたりする可能性は当然ございますけれども、現段階でそのまま引き継ぐということを考えているものではございません。

また、確かに、町直営になりましても、要支援者等のケアプランというのは当然作成していかなければなりませんので、これにつきましては、今の地域包括支援センターと新たに発足する地域センターとの間では十分に連携をとって、引き継ぎはきっちりとや

っていきたいと思っております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 職員の採用にかかわることなので、公正が例えば重視されるっていうことはよく理解はしていますけれども、実際にかかわっていただいているお年寄りの方々って、すぐに新しい方になじめないというケースもあると思いますので、その辺は十分理解をしていただきたいなと思います。

続きまして、81ページの老人クラブの活動の支援というところで、25年度から26年度にかけて、2つふえているんですけども、これ、どういうことなのか、ちょっと、事情とかもしわかれば、お願いできますか。

なかなか地域のコミュニティーが、自治会の加入率も減っているっていう中で、こうした地域のコミュニティーができていくっていうことは望ましいと思うんですけども、今後、もっと、もっと促進していくという意味では、ふえた原因とか、もしご存じであれば、お伺いできますでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 今、平川委員からいただきましたご質問でありますけれども、すみません、こちらの2団体ふえたその実情につきましては、把握してない状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ほかの団体のことなので、なかなか事情の把握は難しいかと思っておりますけれども、そうした地域の、これから小地域福祉会とかしていくということも考えますと、こうした老人クラブの運営もしっかりやっていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 今、ご指摘いただきました2団体につきましては、ちょっとこちらのほうで調べさせていただきまして、後日報告させていただきたいと。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、98ページの保育体制のところなんですけれども、現在の職員の方々の中で、正規職員と非正規の方々がどのぐらいの人数、割合でいらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいです。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 すみません、26年度の状況になりますけれども、正職の方が、たつた、

あわ合わせまして25名、臨時職の方が、あわ、たつた合わせまして32名の、合計57名となっております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 この正規職員の方と臨時の方っていうのは、保育の、例えば、学級、クラスの担任をするとか、しないとか、何か職種の中で違っているのはあるんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 正規職員と臨時職員との違い的なところですけども、そのクラスの主になるのが正規職員ということで対応しております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 そうしますと、今後もこの状況で推移すると考えさせていただいていいんでしょうか。

○坂口委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 正規職員も年齢がきますと、定年を迎えますと、退職はしていくわけですけども、子どもさんの数も今、定員も決まっておりますし、これ以上はね、定員の関係もございますので、子どもさんの数ももうこれ以上はふえないという状況の中で、定年で迎える職員については補充をしていこうという考えはしておりますけれども、割合的にはこういう状況が続くのではないかというふうに考えております。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 正規職員の方の経験年数っていうのは、どれぐらいあるんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 正規職員の経験年数ということでありますけれども、それぞれの保育園です、正規の方が在職、何年されているかというところの平均値をとった数字でお答えさせていただきたいんですが、たつた保育園でいきますと、16年と1か月、あわ保育園で申しますと、15年と6か月でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 臨時の方っていうのは在職されている期間が短いので、単純に正規職員の方と経験年数を比べるということは難しいとは思いますが、比較することってできますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 確かに今、委員がおっしゃるように、斑鳩町の保育所の臨時職員になられた前の在職年数とか、そこまでは把握できておりませんので、斑鳩町の臨時職員とし

での在職年数でのどれぐらいかというお答えになるんですが、それでいきますと、現在、たつた保育園の臨時保育士さんの経験年数としまして、平均3年と10か月、あわ保育園で申しますと、4年と8か月という状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 先ほど、主になるのが正規の職員の方っていうことで、今、在職の年数を伺っても15、6年ということで、非常に経験の豊富な方々が主になって、中心で進めてくださっているというのは、斑鳩の保育の状況にとっては望ましいと思いますので、引き続きそういう形で運営していただければと思います。

あとは、99ページの委託児童数・受託児童数なんですけれども、今年度、民間の保育所が斑鳩町にできますけれども、新しくそこに町外からの委託っていうのが出てきているのか、どうなのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 すみません、現在、27年度になりますけれども、受託児童数といたしましては6名でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 内訳とかわかりませんか。どこの市町村か。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 すみません、ちょっと受託児童数の、どこの市町村からの数字を現在把握しておりませんので、すぐに調べさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 25年から26年にかけて委託の児童数が減っているというのは、これはほかの委託していた先の民間の保育所ですとかが、児童数の増加によって受け入れが難しくなってきたっていうことが原因で減っているのか、それとも、町内そのものの保育を求められる児童の数が少ないからっていうことなのかっていうのは、その辺の分析ってありますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 委託を希望される場合、役場のほうにご相談がありまして、こちらのほうから町外の保育園等に申し込み等を行うわけですけれども、希望自体がこの25年度から26年度と比べますと少なかったということでございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 急にちょっと言いまして、混乱させてしまったかなと思います。また、後ほ

どお話をお伺いさせていただきます。

それと、97ページの子育てサポーターの育成なんですけれども、先ほど木澤委員さんのほうから学童保育の時間延長の話をされましたけれども、町長のほうは、やはり6時半でっていうようなことをおっしゃられたんですけれども、もし、その6時半っていうのになりますと、それに補完する形のものをやはり町としては整備していただけたらなと思うんですけれども。奈良県内ではファミリーサポートセンターっていうのが、市単位ではありますけれども、町村単位でまだまだ設置が進んでいないという中で、そもそもこの子育てサポーターがある程度の人数いなければ、それを運営していくことも難しいとは思いますが、現状として、今回、この修了者の中で、子育てサポーターになられた方がどのぐらいいらっしゃるかとかですね、現在、子育てサポーターとして活動されている方がどの程度いらっしゃるのか、もし把握しておられたら教えていただきたいんですけれど。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 26年度、この子育てサポーターの養成講座、4名の方が受講されまして、修了証を4人交付しており、その4人の方が、すみません、サポーターのほうに入られたかは、調べさせていただきたいと思います。

このサポートクラブゆりかごのほうの会員数等でございますけれども、現在、78名いらっしゃる状況でございます。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 このゆりかごの会員さんの数の推移とかっていうのは把握しておられますか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 25年度現在で76名でしたので、2名の増であります。

○坂口委員長 平川委員。

○平川委員 実際のところ、割と機動力を持って活動されるっていうのは難しい状況なのかなっていうのを伺っています。今は生き生きプラザのほうでの活動が中心になっているということですが、やはり放課後、大阪などに通勤して帰ってきたら、学童保育の6時半には間に合わないっていうことも多々あると、そういうケースもあると思いますので、そうしたときに、その放課後を補完するような形でこのサポーターっていうのは有効かなと思いますので、今後とも、もう少しこう、ふやせるような形で取り組んでいただきたいなと思いますので、その辺は要望させていただきます。以上で結構ですので。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 81 ページの一番下の高齢者優待券、いろいろと質問が飛んでいる項目なんです、これ、私はこういう数字になったかなというように見せていただいております。

ちょっと私、ご提案したいんですけど、アリーナのジム、その回数券、していただきました。あれをこれにこう、加えていただければ、非常に高齢者の方、使っていただく方もおられるのでは。もう高齢者の方やから、まあ言えばお風呂、また、いろいろな外出支援という、これも一つの形ですが、違った形で、角度を変えてちょっとそういうことを検討していただけるかな。ちょっとこのあたり、検討していただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○坂口委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 今、委員からご提案いただきました件につきましては、一応、ご意見として承っておきますので、すぐに検討するとかいうことはちょっとご回答はできないんですけど、そういうご意見あったということですので、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 それはもう、突然とこんな話をするわけですから、また個々の、いろいろの問題を制限するっちゃうか、費用を制限する、そういうふうにも寄与するん違うかなと私は思いますので、またそのあたり、よろしくお願いします。

続きまして、84 ページ、子ども医療費の助成、上から二つ目ですね。これ、私いつも、予算・決算で話しさせていただいているやつで、中学卒業まで無料で、生まれてから無料で斑鳩町はいけると。非常にいい施策だと思いますが、やはりモラルの関係とか、財政の関係で、一部負担ってというようなことも、今後やっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと私自身は思っております。

その中で、一度これで、もし入院が1,000円で通院が500円という形の、もしそういうような一部負担を求めたときに、もし、どれぐらいの金額が変わってくるのか、もしわかれば教えていただきたいんですけど。

○坂口委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 試算によりますと、約1,700万程度、町費の負担が軽減されるものと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やっぱりそこそこ大きな金額が変わってくるのと、今お聞かせていただきました

て、これ、今後、過去にちょっと考えていかなあかんことやということでもちょっと副町長からいただいたこともあるんですが、そのときこれ、副町長、今後、これ、どうしていかれるか、このまま継続されるか、今後やっぱり一部負担を考えていく時期が来るか、このあたりちょっとお聞きしたいんですが。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 朝の代表監査委員さんの決算の中でもございましたけども、やはりこれからの少子高齢化社会になってきます。そうした中で、いろいろな繰出金がふえてまいります。国保医療、介護保険、後期高齢者、そして公共下水道等々ございます。

ちなみに、平成26年度決算でも約10億6,000万、これだけで出ているんです。24年と比較して、この2年間でやっぱり約1億2,600万もふえています。

そうした中で、税収も減ってきますとした中で、やはり、子ども医療費に限らず、例えば、適切な受益者負担というのは必ずあると思うんです、これから、人口減っている中で。適切な受益者負担とか、また、適切な施設の利用料もございます。これらはどうあるべきかというのを、子ども医療費も一緒に、やっぱり全体でどうあるべきか、斑鳩町の、今、言いましたように、受益者負担と使用料はどうあるべきか、これをやはりいずれかの機会にまた議員の皆さまにご提示申しあげて、その中でご議論いただく機会が必ず来ると考えております。

そのときに、受益者負担として、使用料のみならず、やはり各公共施設のあり方もございます。例えば、統廃合についてもありますし、廃止もございますし、また、民間委託もございます。これらを踏まえて、斑鳩町の行財政はどうあるべきか、これは資料をお示しして、やっぱりいろいろ議論する中で、年次計画を立てて実施してくる時期が必ず来ようかと思っておりますので、そのときにはそういう資料をお示しして、いろいろご議論をしていただきたいと思いますと考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 正直、今お聞きしまして、やっぱり先ということが私らこの議員っていうものは、何年か後、何十年か後にやっぱり結果が出てくる。その議論を今させていただいているというように思っておりますので、今のお答え、またそういう時期が来たときには、またそういう提案していただいたらと思います。

続きまして、93ページの上のふれあい交流センターいきいきの里の運営ですが、ちょっと先ほども話がありましてんけど、これ、逆に、入館者数が41,905人ですか、この、有料の方っていうのがわかればお教えいただきたいんですが。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この26年度の入館者数41,905名でありますけれども、このうちですね、高齢者優待券による入館者数につきましては、6,285名、まずいらっしゃいます。

それとですね、もう一つ、敬老記念品という、100円券を10枚つづったのを高齢者の方にお出しさせていただいているんですけれども、そちらでの利用が11,191名いらっしゃいます。この入館券と敬老記念品を合わせますと、17,476人が、まず無料で使われているという実態でございます。

そこにですね、6歳未満の方につきましては無料ですので、その方の入館者数が529名。それと、障害者の方も、一定の重度等の方につきましては減免の規定がございまして、無料で入られている方がいらっしゃいますので、その方につきましては1,736名、全てを合わせますと、19,741名の方が無料となりまして、パーセンテージ的に言いますと、47.8%の方が無料でご入館されているという現状でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ああ、なるほどなど。多いだろうなどは思っておりましたが、もう約半分近くの方がそういう形で入館されていると。

私、思いますねんけど、公共ならではの、逆に言えば民間ではできない、そういうような形での運営をされているんだなというように感じております。だから、その方向性でいかれるのであれば、その方向性、確かに費用対効果とかいろいろ言いますが、逆に言えば、一つ言えば文化財なんかでも、まあ言えば公共ならではのというような、実際、そういう金額だけの以外のもがあると思いますので、そういう運営を今後されていかれる方向性であれば、その方向性でいかれるということで、認識しておきます。

続きまして、94ページの上の総合保健福祉会館の管理運営の、ちょっと見せていただくと、一番下の項目で保健センター、これ、非常に利用者が年々ふえていると。24年度では、過去のを見ますと、35,000人ほどやったんが42,000人、それで今度46,000人と、非常にいろいろな形で、事業とかいろいろな形でふえていると。非常にいいことだと思いますけど、この辺の具体的な理由っちゅうか、このあたりの施策とか、いろいろな形で、これ、ふえている。何か原因があれば、教えていただきたいんですが。

○坂口委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 保健センターの来館者ですけども、平成25年から平成26年で3,

197人の増となっております。

斑鳩町では、町単独事業で実施しております任意予防接種の費用につきましては、一旦、窓口で払っていただいて、償還払いをしておりますので、保健センターに申請に来られる方、また、今、保健センターに血圧計、身長・体重計も置いてありますので、最近はその利用される方もふえている状況でありますので、そういったものが主な要因であるというふうに考えております。

健康に関することで保健センターに来ていただく、各種いろいろな事業についても、これから皆さんご利用いただけるように、周知して、魅力のある保健事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これ、スタートされて、ずっと利用者、こう、見せていただいていますけど、こういう形で伸びていっていると。やっぱり、先ほどいろいろ申請なんかも保健センターのほうに申請、還付とか、それが一つの機会になって、いろいろな形、これでまた、歩いておられる、ウォーキングされている方のいろいろな形の拠点とか、そういう形にやっぱり今後していただければと思います。それを言いまして、私の質問を終わります。

○坂口委員長 ほか。

小村委員。

○小村委員 すみません、先ほどの、ちょっと関連というかなんですけれども、81ページの老人クラブ活動の支援、平川委員から質問あったと思うんですけど、クラブ数が2ふえているんですが、助成金は減っているというところなんですけど、老人クラブの助成金のこの抑制とかいうのは、どのような形で取り組んでこうなったんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 平成25年度と26年度の助成金の金額を比較しますと、確かに159万何がしから119万と減っております。この原因でございますけれども、老人クラブの設立50周年の補助金として平成25年度に別枠で助成金を出しております、その分が少なくなったっていうことでございます。その金額、50万円でございます。

○坂口委員長 小村委員。

○小村委員 その50万引いても、全然減っていますよね。

あとはちょっと思ったんですけど、クラブ数が二つふえている実態を把握していないのに、この支援にお金を出しているってところにちょっと疑問があるんですけど、

それは調べたら出てくるってということですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この単位クラブ数の、今、ちょっと現状を、先ほどご質問がありましたので、今、調べさせていただいております、細かい老人クラブ、50人以上を一つの単位としているんですが、その50人に満たないクラブが何クラブかございまして、その辺の合体とか、分裂とかでクラブ数が、結果、2、今ふえたっていう状況でございまして、その辺の老人クラブの人数の規模によって補助金を受ける金額とかも変わっております、会員数的にはあまり変わっていないですけれども、ちょっとクラブのその統廃合で若干数等が変わっている現状であります。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費についての質疑を終結いたします。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

(午後4時17分 散会)